

Title	「地球上絶無稀有の国体」を護持するために：岩倉具視の構想
Author(s)	米原, 謙
Citation	阪大法学. 2012, 61(6), p. 1-53
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/55253
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「地球上絶無稀有ノ国体」を護持するため

——岩倉具視の構想——

米 原 謙

はじめに

岩倉具視は幕末に登場した公家政治家のなかで、三條實美とともに維新後も政権の中核で活動し続けた稀代のリーダーである。しかも三條がしばしば決断力に欠け、明快な体制構想ももたなかったのに比し、岩倉は一貫した政治目標をもち、それを粘り強く追求する構想力と実行力をもっていた。岩倉の政治目標とは、維新以前は天皇が政治権力に接近し、最終的にはそれを掌握することであり、王政復古によってそれが一応実現した後は、近代化⁽¹⁾西欧化の波に抗して、「地球上絶無稀有」と信じた「国体」の原理を護りぬくことだった（実記（下）九八二）。かれは維新のリーダーのなかで誰よりも明確に「国体」の観念を持し、しかも驚くべき一貫性をもってそれを実現しようとした。

明治維新の主導的勢力は有力藩の藩主・藩士と公家政治家だったが、廃藩置県を期に藩主・公家は政権中枢からほとんど姿を消した。また残った有力リーダーも、征韓論政変と士族反乱で淘汰され、木戸孝允は病死、大久保利通は暗殺されたので、一八八三（明治一六）年まで生き残った岩倉は憲法制定に大きな影響を与えた。その意味で、岩倉は明治憲法の立憲主義に対して、国体論の側から根本的な制約をかけることに政治生命をかけた政治家だったといえる。本稿はこのような認識に立ち、岩倉の国家構想の分析を通じて、明治初期の国体論の形成過程を追跡する試みである。⁽²⁾

本論に入る前に、岩倉の生涯について簡単に要約しておきたい。⁽³⁾ 岩倉は一八二五（文政八）年に下級公家・堀河康親の第二子として生まれ、一八三八（天保九）年に岩倉具慶の養子となった。一八五三（嘉永六）年、岩倉は関白・鷹司政通の歌道の門人となり、公家政治家として活動するきっかけを得た。一八五八年日米通商条約調印が問題となったとき、鷹司の後任の関白となった九条尚忠が孝明天皇の意志に反して調印許容の態度をとったので、これに抗議して岩倉ら中下級公家八八人が列参という行動に出た。この事件は天皇と公家たちの条約反対の意志を明示することによって、幕朝関係を揺るがす契機となった。

一八六〇年、和宮降嫁問題が浮上したとき、岩倉はこれを幕府に対する天皇の影響力拡大のチャンスとみて降嫁を推進する立場をとり、随員として江戸に下った。しかし尊王攘夷運動が高揚した一八六二（文久二）年、岩倉はその行為を批判されて辞官落飾を請い、岩倉村に塾居を余儀なくされる。岩倉が政治活動を再開できたのは一八六五（慶応元）年に入ってからで、尊攘派の志士が岩倉のもとに往来するようになり、「叢裡鳴虫」を執筆した。岩倉が洛中帰住を許されたのは王政復古宣言の一月ほど前のことで、有名な小御所会議では徳川慶喜を擁護する山内容堂や松平春嶽と渡り合ったとされる。

新政府成立後は公家政治家の代表として活動し、一八七〇（明治三）年に「国体昭明政体確立意見書」と「建国策」を書いて新体制の原則を明示した。一八七一年、米欧回覧の特命全権大使として二年近くをかけて諸国を訪問し、帰国後、征韓論をめぐる政争で大久保利通と協力して危機を乗り切った。一八七五年、大久保が木戸孝允・板垣退助らと妥協して漸次立憲政体樹立の詔勅を出したとき、これを激しく批判して辞任を表明したが、五カ月後、江華島事件の発生を機に政府に復帰した。西南戦争・木戸の病死・大久保暗殺の後、伊藤博文とともに立憲体制と「国体」との調和のために腐心したが、憲法草案作成には、直接、関与しないまま一八八三年七月に病死した。

一 王政復古への道

明治新政権の基礎がようやく固まりつつあった明治三（一八七〇）年八月、岩倉は「建国策」と題する意見書を提出した。翌年に断行されることになる廢藩置県にむけて、天皇を頂点とする新しい統一国家の構想を述べたものである。その冒頭は「建国ノ体ヲ明カニス可キ事」と題され、イザナギ・イザナミによる国土創造と天孫降臨について述べて、「万世一系ノ天子統治スルノ国体」が「施政ノ基礎」たるべき「建国ノ体」であると説明している（『実記』（中）八二六）。これは安政五（一八五八）年ころから本格的に始まった岩倉の王政復古運動の根底にあった意図を明示し、その後の新体制構築の原則を提示したものである。ここに到るまでの十年余の政治活動のなかで、時宜に応じて明らかにされた岩倉の国家構想の展開を追っていこう。

（1）公武合体

岩倉が公家政治家として登場したのは安政五（一八五八）年三月のいわゆる列参運動である。この年一月に老中・

堀田正睦が日米修好通商条約の調印の勅許をもとめて上洛したとき、否認の意向だった孝明天皇に反して、関白・九条尚忠が条約締結を幕府に委任する旨の勅書案文を朝議にかけた。このため八十八人の公家が反対運動を起したもので、岩倉はこの運動の中心人物だったという。⁽⁴⁾ 岩倉はこの運動に込めた意図を「神州万歳堅策」という文書にまとめている。全体は条約拒絶、徳川の支配体制の維持、国内一致による抗戦体制、江戸・京都・大坂の防衛体制そのための資金調達との五つの部分からなるが、もつとも目立つ特徴は「墨夷」に対する強い敵意である。条約締結を許せば「天孫神聖清浄ノ神州醜虜犬羊糞土ノ域ト接シ血ヲ飲ミ毛ヲ茹フノ輩ニ伍ラナシ候事」(関係文書①一二〇)になると、岩倉は警告している。

この表現にみられる西欧人に対するほとんど生理的な嫌悪感や、皇統神話による「万国ミナ此国ノ祖神ノ恩沢ヲ蒙ラザルナシ」(関係文書①一二九―一二〇)というエスノセントリズムは、孝明天皇や公家政治家をはじめ、多くの武家にも共有されていたものだろう。⁽⁵⁾ それを国際情勢に対するかれらの無知に帰するのは必ずしも適切ではない。天皇や公家政治家もそれぞれの姻戚関係などを通じてそれなりの情報を得ていた。むしろかれらの偏狭な敵愾心は、ペリー来航以後の外交における屈辱に対する心理的補償としての側面が強い。だからこそ「夷狄」観が払拭された後も、日本の国家的独自性の意識はかれらを心理的に拘束し、国体論というイデオロギーを作りだしていくのである。

ところで岩倉が条約調印でもつとも許しがたいと考えたのは、開港・十里内の外国人遊行・踏み絵の禁止である。困窮した国民が「夷人」の「姦謀」によって恩や利を付与され、キリスト教に誘惑されてしまうと、防御方法がないと恐れたのである。ただし岩倉は、和親条約以前の鎖国状態(すなわち外国人の渡来と日本人の海外渡航の禁止)に復帰しようと考えていたのではない。むしろ下田条約の継続を前提に、三〇五年をめどにした防衛態勢の構築を

想定し、朝廷・幕府・国主大名・大小名の各二名からなる使節団の派遣、内陸の藩の三都防衛への動員など、朝廷と幕府の主導権による支配体制の引き締めが主眼だった。当然ながら、この時点での岩倉は外様藩の国政介入には否定的で、あくまで「公武合体」による朝廷権威の復権をめざしていた。しかしそれは調印反対が公武合体の手段（口実）だったことを意味するのではない。攘夷実行のために朝廷権威の復権による国内体制の再構築が必要だと判断されたのであり、攘夷と朝権回復は一体だった。⁽⁶⁾

列参運動から二年後、岩倉は和宮降嫁問題で決定的な役割を演じるようになった。幕府の要望に応じて和宮の降嫁を推進し、公武合体を推進することによって、幕府に対する朝廷の優位を確立しようと策したのである。その方策を論じた「和宮御降嫁ニ関スル上申書」で岩倉は、覇権を失墜させた幕府に対して、朝廷が「特別出格之御保護」を付与することでその権威を顕示し、幕府に委任した「政柄」を隠然たる形で回復するべきだと論じたものだった。岩倉が危惧したのは、幕府にかわって覇権を握ろうとするものが出現したり、尊攘激派が外国商館などに対する挑発行動をとることだった。国内の混乱は「五蛮之術中」に陥ることを意味する（関係文書①一四四）。むしろ危機に瀕した幕府権力を支えることによって、外交面で朝廷が主導権を握り、強力な国家体制を再構築しようとしたのだった。

通商条約調印について自身の意向を無視し「届棄同様」の態度をとった幕府に対して、孝明天皇は不満を募らせ、二度にわたって譲位の意向をちらつかせたが、他方で幕府支持の意志も揺らぐことはなかった。天皇からの諮問に答えた「和宮御降嫁ニ関スル上申書」は、こうした天皇の態度をふまえたものだっただろう。岩倉の論策はたしかに現実主義的だが、公武合体と破約攘夷が対立関係にあるという矛盾もかかえていた。幕府との協調策では、攘夷を実行できないにもかかわらず、岩倉は徳川支配体制の枠内での朝権回復をめざしたのである。その後の歴史が明

らかにしたように、王政復古への道はむしろ孝明天皇や岩倉が警戒した雄藩や「無謀ノ征夷」⁽⁷⁾派によって切り拓かれた。だから政治家として頭角を現し始めたばかりの岩倉は、攘夷の要求の高まりのなかでいったん失脚する。

(2) 王政復古

岩倉は文久二(一八六二)年八月に蟄居を命じられ、洛北岩倉村に隠棲を余儀なくされた。その逼塞した状態から、かれが再び鬱勃と動き始めるのは慶応元(一八六五)年に入ってからである。薩摩藩士の小松帯刀と大久保利通に見せるために書かれたという「叢裡鳴虫」がその最初で、かつてかれ自身が執筆した「三事策」の解説という形をとっている。「三事策」は、文久二年五月に、島津久光の建議にもとづいて、大原重徳が勅使として江戸に派遣されたときに執筆されたもので、將軍の上洛による国是決定、島津・毛利・山内・伊達・前田の五大名の幕政参与、徳川慶喜と松平慶永の將軍後見人・大老への登用を説いたものである。「叢裡鳴虫」はこの三策の基本線上にあるが、過去三年のあいだに幕府と朝廷の關係は大きく変化していた。例えば第一策では、將軍は和宮とともに二条城に居住させて、朝廷と幕府が「施政ノ大綱ヲ起案」した後に、京都に招集した諸藩主に議論させて方針を決定する。こうして「朝幕岐セズ政令一二出デテ他ヨリ豪モ異論ヲ容ルベキノ隙ナシ」という(関係文書①一五九)いうまでもなく、三年前とは異なっており、これは完全に朝廷優位による「公武一和」である。

この時期から岩倉の論議は外交よりも国家構造の変革に力点を置くようになる。そしてかつては嫌忌した草莽の志士も「市井無頼ノ浮浪ニ非ズ」と弁護され、かれらは「皇国固有之元氣即チ大和魂ノ凝結スル者」と絶賛されるにいたる(「全国合同策」、①一九〇)。おそらく宮廷政治から切斷された雌伏の三年のあいだに、状況を冷静にみる姿勢が養われたのだらうが、その根底には「幕政此儘両三年も相立候はば応仁之古を見る可く哉」という徳川政

権に対する突き放した見方があった（藤井良節・井上石見宛書簡案、慶応元年九月頃、関係文書③八五、なお②二五四にはば同文）。こうしてもはや鎖港か開港かは第一義ではなく、「庶政一新」による「国内糾合」が主題となっていく（「全国合同策」、関係文書①一九七）。その結果、朝廷と幕府に少数の有力大名を加えただけの旧来の構想にかわって、「復古一新政令」によって天皇を頂点にし、権力基盤を国民大に拡大した国家構想が徐々に浮かびあがってくるのである。

岩倉が以上のような活動を始めてまもない慶応元年一〇月、懸案だった条約勅許が朝議によって決定した。兵庫沖に停泊する四国軍艦の脅しと禁裏御守衛総督・徳川慶喜の朝議引き回しに屈したものだ。岩倉はその衝撃を「仰天驚動」と形容し、「神州三千年來卓然 皇基毛爰ニ至テ一夕ニ廃棄」と慨嘆した（六条有容・久世通濼宛書簡、慶応元年一〇月、②三九〇〜九一、同趣旨①二〇八〜九）。しかしここで岩倉が問題にしたのは、条約調印そのものよりも、従来の方針を無原則に変更したことだった。凡人でも一度請願したことを変更するときは「願ホドキ」をする。朝廷は従来原則を転換したことに對して納得できる説明をするべきで、そのために一刻も早く「朝議」を立てて「幕府列藩草莽ヲ指揮」しなければならないという（同上、②三九八、①二二六）。朝廷がリーダーシップを取って、国家構造を再編成しなければならないことを強調したのである。

その具体策は、翌慶応二年五月に書かれたと推測されている「全国合同策密奏書」に示されている。この文書で岩倉は、自分の念願はひとえに「国体」維持と「皇権」の伸長であると述べた後、「国内和同攘夷一定」のためにまず天皇自身が国政の全責任を負うという誓いの宣言をするべきだという。具体的には「今也醜虜猖獗国威縮屈、内難交起り生靈困苦ニ至り候ハ実ニ朕ノ不徳（後略）」と、従来失政の責任を自ら引き受け、「自今一新更張、海内臣庶ト戮力同心誓テ醜虜ヲ斥伏シ皇威ヲ八紘ニ輝シ蒼生ヲ安撫シ（後略）」と、自らのリーダーシップによる

将来の挽回を誓う（「全国合同策密奏書」、関係文書①二三五～六）。そして「征夷之職」を廃止して、天皇による「万機親裁」体制に転換する。つまり徳川家から將軍職を奪って、徳川宗家を「列侯之上班」とし、徳川三家は一〇万～二〇万石の大名に格下げする。

以上の構想は、徳川幕府の体制では攘夷を実行できないだけでなく、国内分裂を引き起こすとの判断にもとづく。外交面での失地回復のためには、まず天皇による万機親裁体制によって強固な統一政権を築く必要があると、岩倉は判断したのである。ここでは徳川家もはや天皇を補佐する列侯中の筆頭者にすぎない。岩倉はついに「朝権回復」の域を出て、王政復古の実現に向けて大きな一歩を踏み出した。

これを機に岩倉は次々に論策を書いて「万機一新」を訴える。まずこの年六月、第二次長州戦争の開始に対して「済時策密奏書」を書いて、征長を幕府の「私闘」にすぎないと、その非を孝明天皇に訴えた。岩倉が一貫して力説したのは、従来の国家体制における「政令分岐」の欠陥の根本的是正で、その解決策が前述の天皇による万機親裁体制である。

七月にはいと、広島・岡山・徳島の三藩主が解兵を主張する建言書を朝廷と幕府に提出するなど、征長戦争の失敗はもはや明らかだった。薩摩藩主父子も今や「皇国危急存亡」の時だと説いて征長戦争を批判し、「政体変革」を断行して「中興ノ功業」を行わねばならないと建言した。⁽⁸⁾岩倉はこうした事態を受けて「天下一新策密奏書」を書き、とくに朝廷内で親幕府の立場をとる尹宮を「飛蛾ノ燈火ヲ恋フ如キ者」と激しく攻撃する（関係文書①二五二）。そして同志の中御門経之・大原重徳を説いて、八月に尹宮排除などを要求する列参をおこなわせたが、これは空振りに終わった。同じ時期に薩摩藩に伝達されたと想定される「極秘語」では、流動化した状況で朝廷が主導権を握るために、まず天皇による「自罪」の詔勅が必要であるとの主張が再び強調され、將軍職を廃止して「頼朝

以前二復古」する構想が表明されている（関係文書①二六六）。この文書の末尾には「神祇官大政官トノ論」という語があるので、すでに王政復古後の新体制について、具体的な検討が開始されていたのだらう（関係文書①二七三）。また海軍創設の必要性についても言及があり、幕臣の勝海舟の登用が念頭にあったことがわかる。

海軍創設については、翌一月執筆の「航海策」で具体的に言及される。「今や国是ヲ一新シテ皇威ヲ恢復シ国体ヲ保全セント欲セバ亦宇内ノ形勢ヲ知ラザル可カラズ」（関係文書①二八五）。世界の大勢を知るには、朝廷直属の海軍を創設し「航海ノ道」を開かねばならないというわけである。岩倉はここで明確に開国論に舵を切った。既述のように、安政五年の通商条約調印が争点になっていった時期には、排外主義の姿勢が顕著だった。しかし塾居後、隠棲しながら隠然たる影響力をもち始めた慶応元年以降、岩倉は外交よりも国内統一を最重要課題と捉え、「鎖攘和親」の問題は「衆議ヲ取り天下億兆ノ趨向スル所」にしたがって決定すべきだと述べていた（「全国合同策」、関係文書①二〇一）。和親条約の段階に引き戻すことは不可能との判断は、すでにこの段階からあっただろうが、「航海策」において初めて開国の方針が明示された。その背景には、王政復古は「必然ノ理」との確信があっただらう。

しかし岩倉はここで再び挫折を味わう。岩倉の意図に反して、孝明天皇は二月五日に徳川慶喜を征夷大將軍・内大臣に任じ、しかも二五日に急死してしまった。孝明天皇の死去は、「吾事終れり」と述懐するほど大きな衝撃を岩倉に与えた（坂木静衛宛書簡、関係文書③二五九）。「胸算を立追々投身尽力と存候處悉皆画餅」（同上）となったと語るように、岩倉の王政復古構想は、安政五年の列参以後、幕府との折衝で破格な形でかれを重用した孝明天皇を念頭においたものだった。国政関与に關する、孝明天皇の頑固と言ってもよいような不動の姿勢が「万機親裁」のイメージであり、だからこそ岩倉は、国是の再構築や「自罪」の詔勅の必要性を天皇に何度も訴えたのである。⁽⁹⁾

践祚した明治天皇はまだ一五歳で、摂政を必要とした。王政復古を目前にして、天皇の存在感が薄れるとともに、新しく構想された国家にふさわしい天皇像の創出が維新後の重要課題となっていくのである。

慶応三年になって政局は新たな展開を始めた。文久二年以後の政変や列参で処罰されていた公家政治家が赦免され、岩倉も入洛ついで洛中帰住が許された。孝明天皇死去による天皇の存在感の後退によって、朝議を左右する公家政治家の比重が増大した。当面の課題は兵庫開港問題だったが、岩倉は開港不可避を見通して三月に「済時策」を執筆している。この文書の主眼は、開港談判をめぐる外交の主導権を朝廷が握り、率先して開港・通商することだ。で「富国強兵」（関係文書①二九七）を実現することだった。開港はすでに「航海策」でも述べていたが、それは主として軍事力養成の観点から立論されていた。「済時策」では、むしろ「富国ノ道」を実現して「至貴ノ国体宇内ニ冠絶」することが強調されている。

「済時策」執筆の意図について、岩倉が中山忠能・大原重徳などに宛てた書簡がある。⁽¹⁰⁾この書簡の説明によると、実現のための「良策」があるなら倒幕が最善だが、「輕拳暴動」では実現できないと指摘し、「済時策」は幕府に見られても嫌疑が生じないように書いたものだと言っている。岩倉によれば、当今の政略には上・中・下の三策がある。上策は孝明天皇の遺志に沿って、利害得失を無視して攘夷を実行すること。中策は幕府から將軍職を奪い、有志と列藩の協力で朝廷主導の制度に変革すること。下策が「済時策」である。

この説明で、上策と中策は相手を説得するための方便にすぎない。上策は論外だし、中策は倒幕につながるから冒頭で否定されている。岩倉の説明によれば、下策には三つの「秘策」が込められていた。まず第一は王政復古で、「外夷ニ当ル」ことを口実に幕府から政権を奪う方略である。第二に、朝廷が率先して「航海ノ道」を開くというのは口実で、実は公卿の各国巡行によって各国の国体を調査し、国内一致のうえで対等な外交関係を結ぶ意図だと

いう。第三に、薩土の両藩主と有力藩士があらかじめ談合したうえで、列藩上京による衆議で朝権の回復・幕府権力の削減・長州処分などの懸案を処理するという。結局、「濟時策」は倒幕を視野に置きながら、それを表面に出さず、朝廷が外交の主導権を握ることによって、幕府を追いつめることを目指したものであった。

岩倉が明確に倒幕論に舵を切ったのは、朝議で兵庫開港が決定した五月二四日直後だったのだろう。この朝議での徳川慶喜の強引な会議引き回しは強い反感を買った。⁽¹¹⁾ 政策決定の主導権を譲ろうとしない慶喜の態度で、それに参入しようとする土佐藩・薩摩藩なども幕府抜きの新政権以外に方法はないとの判断に傾いた。翌日の岩倉宛の中御門経之書簡は、「柔術之道は相絶候儀、急度討幕之策と存候」と述べている(関係文書③三五七)。慶喜ぬきの新政権樹立までなお紆余曲折があるが、二月九日について王政復古が宣言され、翌年正月の鳥羽伏見の戦いを経て、七日に慶喜征討令が発せられた。

維新政権成立後、岩倉がもつとも関心を寄せたのは外交問題だった。条約勅許問題を盾に幕府を窮地に陥れて政権を奪った倒幕派も、政権獲得後は一転して条約順守の立場に立った。「朝廷ノ攘夷ヲ主張セシハ、畢竟其心夷ヲ攘フニ不在シテ唯幕府ヲ斃スニアリ」(「会計外交等ノ条々意見」、関係文書①三三二〜三三三)との批判的世論を説得しなければならなかったのである。岩倉はこの点について、いったん政府が締約した条約は、基本的に変更しないのが「万国普通之公法」であり、変更すれば「信義ヲ海外各国ニ失」うことになる(「岩公草案 外国応接」、関係文書②二二八)。

興味深いのは、「凡ソ天地間ニ生ジ候横目豎鼻ノ者」は等しく人間だから、「支那朝鮮」に対するのと同様に「兄弟朋友ノ礼」をもって応対するべきだと論じながら、他方で西欧人は「固ヨリ虎狼ナリ」と警戒心を喚起していることである(「会計外交等ノ条々意見」、関係文書①三三三)。つまり一応は「礼」をもって応接するが、他方では

「敵ヲ以テスル所無クンバルベカラズ」（同上）という。岩倉が特に敵意を露わにしているのはキリスト教である。「耶蘇教ノ如キ尤断然死ヲ以テ拒^{ホセ}ガズンバルベカラズ。彼一タビ 皇国ニ伝染セバ国挙テ遂ニ彼ノ奴隷トナルベシ」（同上、①三二五）。華夷思想を否定し、西欧中心の万国公法体制に参入する必要性を、一応、岩倉は認めた。しかし「皇国固有之御国体」と万国公法とを「御斟酌御採用」したのは、いわばやむを得ない結果だった（「岩公草案 外国応接」、関係文書②一二八）。日本が「富強ヲ謀ル」（「會計外交等ノ条々意見」、関係文書①三二四）には西欧中心の世界秩序に積極的に参入するしかないと認識していたが、かれは「万国公法」の世界秩序に決して心を許していなかった。「万国公法」は各国が「合議」したものである、「万国共ニ守ル」ものでもなく、ただ単にこれまでの先例を「記セシ書籍」にすぎないから、「守ルニモ足ラザル」ものなのである（同上、①三二五～六）。西欧諸国を警戒すべき「敵」と捉えていた以上、洋行や通商を誰にでも認めるといわけにはいかない。「洋行」を許可するのは「皇学漢学等ニ通ゼシ者」に限定される（同上、①三二六）。「無智無識ノ小人」に洋行を許せば、必ず「邪教ニ誑誘」されるからである（同上）。貿易についても「勝手交易」は禁止され、「通商司」による管理貿易が想定されている。かつて「神州万歳堅策」（一八五八年）で激しい攘夷論を展開した岩倉は、日本をめぐる国際情勢への認識が深まるとともに、ずるずると開国論に転向した。しかしそれは決して万国公法の世界秩序を信頼したものではなく、「剛武」と「貪利」の「数百外夷ノ大国」と対峙して「富強ノ道」を切り拓くには、それ以外の方法はないと認識したうえのことだった（「岩公上書草稿」、関係文書②一九～二〇）。

（3）祭政一致

「王政復古」は幕府から政策決定の実権を奪うためのスローガンだった。当然、この語に込められた意味は、立

場によって異なっていただろう。この点について、いわゆる「王政復古の头号令」では、「撰閣幕府等」を廃絶し「仮リニ總裁議定参与之三職」を置いて「万機」を執行し、「神武創業ノ始ニ原ツキ摺紳武弁堂上地下ノ別ナク至当ノ公議ヲ尽シ（後略）」と記されている。¹² この「头号令」を決定する会議の詳細は不明だが、幕府とともに「撰閣」制度も廃止し、「堂上地下ノ別ナク」として、旧来の公家政治との決別を宣言したのは、幕府との協調の上で立っていた公家政治家を排斥する意図を込めたものだろう。新たに採用された「三職」の制度も「仮リ」であると断わっており、「王政復古」の細部は未定だったことを示している。

では岩倉は「王政復古」にいかなる内容を込めようとしたのだろうか。この時期に岩倉のブレインとして活動した人物として、玉松操（一八一〇—一八七二）がよく知られている。¹⁴ 玉松は公家の末裔で僧侶の経験もある国学者だった。『岩倉公実記』によれば、蟄居中の岩倉の求めに応じて、玉松が岩倉村にやって来たのは慶応三（一八六七）年二月だったとされ、王政復古のモデルとしての「神武創業」や「新政府ノ官職制度」は玉松の助言にしたがったものだという。¹⁵ 岩倉が「王政復古議」を密奏したのは「头号令」の二か月ほど前で、「大政ヲ朝廷ニ収復」して「政体制度ヲ御革新」するよう提言したものである（関係文書①三〇二）。

王政復古を「政体制度」の革新と捉えたのは、おそらく国体と政体の区別を意識したものだろう。岩倉はこれまで様々な文書で「国体」という言葉を使ってきたが、明治二年に入ると、その内容が明らかになってくる。『岩倉公実記』によると、岩倉は正月二十五日に「政体建定」「君徳培養」などについての論策（以下、「政体論」と呼ぶ）を三條實美に提出して、朝議に付すことを要請した。まず「政体」に関する項で岩倉は以下のように述べる。「万世一系ノ天子上ニ在テ皇別神別蕃別ノ諸臣下ニ在リ。君臣ノ道上下ノ分既ニ定テ万古不易ナルハ我が建国ノ体ナリ。政体モ亦宜ク此国体ニ基ツキ之ヲ建テザル可カラズ」（実記（中）六八五）。ここでは「政体」と「国体」が明確に

区別され、皇統神話による「万古不易」の国体にもとづいて政体を確定しなければならぬとされている。また「君徳培養」については、君主が「明德ヲ備へ大綱ヲ総攬」できるように和漢洋の学識があるものを侍読に指名するよう提言している（同上、六八七）。従来の岩倉にはなかった発想で、明らかに玉松の影響だろう。

この年の六月には祭政一致の一環として「国是一定奉告祭」が執り行われた。¹⁶天神地祇と神武から孝明までの歴代皇霊とを祀り、「百官群臣」が礼拝したものである。三月に神祇官設置と祭政一致の制度への復帰が宣言され、紫宸殿で五カ条の誓文の儀式が天神地祇に誓うという形式で行われたのに準じたものだろう。岩倉の周辺では、慶応年間から、王政復古の一環として神祇官復活・祭政一致などが構想されていた。前述の「極秘語」（慶応二年）で「神祇官大政官杯ノ論必慎シテ御処置ノ事」と記されているのもその現われである。慶応三年三月の書簡では、岩倉は以下のように述べている。「神道復活之義御取懸リ之旨至大之好事、殊ニ方今ノ急務実ニ感佩仕候。竊ニ苦慮候ハ祭政一致杯今ノ朝議如何有シ。十分御尽力成功祈念仕候事ニ候」（藤井良節・井上石見宛、関係文書②）三二六、なお千草有文宛書簡にも同趣旨あり、関係文書③三〇六。これは鹿兒島藩での神仏分離の動きを歓迎したものだと考えられる。¹⁷井上石見はこれに添えて、「祭政一致」にならなければ駄目だとし、「神祇官を被置所官上之儀に候得ば、此事よりして朝政之御改革も可被為」と述べている（関係文書③三〇八）。明治二年の版籍奉還後の官制改革で、神祇官と太政官を諸官の上に置いて、こうした考えが実現した。このときの神祇官の職務は「祭典を相、諸稜を知り、宣教を監し、祝部・神戸を督し、官の事を総判することを掌る」と¹⁸とされている。

神祇官の自立が決定されたのと同じ時期に、重畳するように少なくとも三つの問題が一応の方向性を見ることになる。¹⁹遷都問題、大学校の設置、宣教使の設置である。まず遷都問題については、戊辰戦争直後にすでに大久保利通が大坂遷都を提起²⁰しており、京都の伝統的な地政学から天皇を引き離す必要は早くから意識されていた。岩倉も

同年六月に、天皇が江戸に行幸して江戸城を東京城と改称し、関東での天皇の存在感を示す必要があると提言した。このとき岩倉はすでに遷都を意識していたのだろうか。⁽²¹⁾七月、江戸は東京と改称され、九月に天皇は東京行幸に出発した。天皇が東京に滞在していた一月二日付の三條實美宛書簡および同日付の意見書で、岩倉は天皇の京都還幸と翌年の東京再幸を提言し、その際に太政官も東京に移転し皇后も同行するべきだと述べている。これはあくからかに遷都を意図したものでだろう。しかし岩倉は前述の「政体論」（明治二年正月）で、これとはまったく逆に、明治天皇の再幸を受けて巷間で遷都の噂があることを指摘しつつ、かれ自身は遷都には「徹頭徹尾不承知」だと明言している（実記（中）六八九）。この文章の背景には、岩倉の身近にいた玉松操や矢野玄道などの国学者の意見が強く反映していたと想像される。かれらには「皇都」は「神代ヨリ有契」があつて定まったものという観念があり、遷都に強く反対していたのである。⁽²²⁾

おそらく岩倉の本心は別のところにあつた。この文書で遷都は「徹頭徹尾不承知」だと述べた後、かれは「今上ノ叡慮ヨリ出デテ遷鼎ノ御沙汰アラバ是非ナキ次第」とわざわざ断わっている（実記（中）六八九）。そして再度の東京行幸が行われた四月の日付の二つの文書「門下諸士ニ示ス書」「門下ニ示スノ書」では、遷都反対の前言に反して、「予レ断然志ヲ定メ、死ヲ決シテ東下セントス」と宣言し、門下の国学者たちを説得している（関係文書①三三三）。「天下ノ事成バ則生キ、不成バ死センノミ」（同上）という悲壮な表現は、かれの周りにいた国学者たちの反対がいかに強かったを示唆している。王政復古運動の緊密な同志だった中御門経之や大原重徳も遷都に強く反対し、中御門は「王政も此限り」と悲嘆しているし、大原は再度の東幸の直前に「東狩ヲ止メ、耶蘇阿諛ノ醜克ヲ退ケ、蛮服胡態ヲ制止シ、紙札ノ通用ヲ停止」するように訴えていた（「中御門経之書簡」関係文書④三三〇、「大原重徳意見書」関係文書⑧二二五）。岩倉の周りにいた王政復古の政治グループがどのような政治思想を抱い

ていたか、推測するに十分であろう。遷都問題について、岩倉はかれらを意識して二枚舌といわれても仕方がないような態度をとったが、それはかれが王政復古の同志たちと徐々に距離を置くようになっていったことの一つの表現だったと考えられる⁽²³⁾。

遷都問題と密接に関連したのが大学校設置問題である。学校の設置や庶民の教化は国学者たちが最重視していた問題のひとつである。たとえば岩倉に提出され、王政復古の政治綱領とも評される矢野玄道「猷芹詹語」は、祭祀・仁政・武威などを「皇祖天神ノ本教」⁽²⁴⁾だと指摘し、仁政の一環として庶民教化の必要性を説いている。「カノ皇祖天神ノ大宮及学館ノ中ニテ、人材ヲ相育候テ、皇道ヲ庶民ニ不洩教授セシメ、異物ヲ見テ遷ヲヌ様ニ仕候義、第一ノ事ト奉存候」⁽²⁵⁾。また玉松操もその意見書で、「学ハ総テ彝倫ノ学ナリ」とし、「所謂大学校ハ此ノ彝倫ヲ講明スルノ館」と述べている（「玉松操意見書」、関係文書⑧一九二―三）。

大学校設置問題について、『近代日本総合年表』（岩波書店）によってまず基本的事実を摘記しておく⁽²⁶⁾。明治元年二月、京都に「学校掛」が置かれ、玉松操・平田鉄胤・矢野玄道らが任命されて、「学舎制」案を提出した。同年三月、公家の教育機関としての歴史をもつ学習院が京都に復興した。学習院はまもなく「大学寮代」と改称されたが、大学寮は古代から実在した教育機関の名称なので国学派が反発し⁽²⁷⁾、漢学所と呼ばれることになった。他方、国学派の「学舎制」は皇学所となった。翌二年七月、政府は東京に大学校を設置することを決定し、京都の漢学所と皇学所はこれに吸収されて、最終的に廃止された。

皇学所が大学校に吸収されることになった頃、国学派は「大学校御規則書」⁽²⁸⁾という文書を作成している。それによれば、漢学と洋学は「皇学ノ支流」だが「輔翼ノ為」に設置するとし、「万天下二一人毛漏ルル者無ク天地神明ノ靈徳ヲ相悟候事」が「第一義」だという。そして洋学については「皇国ノ古伝ニ基キ天文地理医術器械等」を講

究するが「教法ノ学」は厳禁される。また漢学・洋学の教員はともに「国体ヲ弁へ」ている者を厳選しなければならぬと強調している。現実に設置された大学校は、その趣旨を「神典国典ニ依テ国体ヲ弁へ兼而テ漢籍ヲ講明シ実学実用ヲ成ヲ以テ要トス」⁽²⁹⁾と説明しており、国学第一主義をとっている点から両者の関連は明らかである。

以上のような構想に対して、岩倉が「多大の影響を与えたことは否定しがたい」と大久保利謙は指摘している。⁽³⁰⁾岩倉はかれなりに国学者たちの理念を実現しようとしたといえるだろう。しかし玉松や矢野の失望は大きかった。

明治三〇四年頃、ふたりは大学校の役職から離れた。『岩倉公実記』は、玉松が欧米列強との条約締結に失望し、「奸雄ノ為ニ售ラレタリ」と岩倉を非難したと伝えている（実記（中）六一）。エスノセントリズムは岩倉の言動の根を形作る心情だったが、「皇国固有之御国体と万国之公法とを御斟酌御採用」⁽³¹⁾との理屈で、岩倉は既定の条約を容認した。このリアリズムは玉松らには許しがたく、両者の離反は不可避だったと想像される。しかし離反の要因は条約問題ではなく、やはり東京での大学校設置が、京都に設置という理念に執着していた玉松たちとかけ離れていたことだろう。⁽³²⁾

第三は宣教使問題で、明治三年一月に大教宣布の詔が出されたことに関連している。宣教使は祭政一致の理念による国民教化を企図したものが、こうした動きはすでに明治初年から存在した。京都府が明治元年に作成し、翌年、冊子として全国に配布された「告諭大意」はその代表例で、「我国ハ神州ト号テ、世界ノ中アラユル国々我国ニ勝レタル風儀ナシ」と述べ、その「御国恩」のありがたさを知って「神州ノ民タルニ乖カザルベシ」と説いている。⁽³³⁾

こうした動きを背景にして、岩倉は明治二年六月の文書の一節で「皇道ヲ明ラカニシ正学ヲ興サンコトヲ欲ス」と説いて、全国に「大小学校」を設置して「彝倫ノ道ヲ講明」すべしと主張した（実記（中）七六一）。実はこの

文書の内容は、玉松操が「彝倫ヲ講明スルノ館」として大学校の設立を説いた「意見書」（関係文書⑧一九〇以下）をほとんどそのまま採用したものである。玉松はこの意見書で「正学」こそ「政教ノ大基本」であるとし、「人心」を「悦服」させ「生氣」が充実すれば「外邪乗ズル能ハズ、外夷如何ナル奇巧ノ術、精鍊ノ兵アリト雖モ施ストコロナカラン」と力説している（関係文書⑧一九三）。すでに会沢正志斎『新論』が明示しているように、国体の意識はキリスト教への敵意を動機にしていた。岩倉もキリスト教に対して強い警戒心をもっていたことはすでに何度も強調したところである。大原重徳は、キリスト教徒と通じているとの噂があつた横井小楠を暗殺した犯人の刑の執行差し止めを、執拗に訴えている。⁽³⁴⁾もし噂が事実なら、犯人は「無罪」だというのである。岩倉自身は、犯人を寛刑に処することに反対していたが、かれの周囲にいた人々の意識のありかが想像されるだろう。

明治三年八月、前述のように岩倉は「建国策」と称される文書を提出している。日本の国体は「宇宙間決シテ其等倫ノ国」（実記（中）八二六）のない卓越したものであると論ずるとともに、郡県制の採用や財政の安定など一五項目にわたつて今後の方針を述べたものである。この「建国策」の草稿が「国体昭明政体確立意見書」で、国体論や「宣教ノ大意」について、「建国策」にはない詳しい叙述がなされている。「大ニ宣教ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシムベキ事」という部分だけを一覽しておこう。ここで岩倉は、いかにも平田派国学を想わせる言葉遣いで以下のように述べる。「神明之善不善ヲ見ル、能ク秋豪ヲ折ッテ一ツモ違フ所口ナク、人間遂ニ神明ヲ欺ク不能」（関係文書①三四一）。平田篤胤はオオクニヌシに死後の審判という特別な役割を与え、現世のすべての出来事を見通していると論じた。岩倉のいう「神明」はまさにそうした神観念を想起させる。「人民ノ神明ニ於ル敬ヲ致シ誠ヲ格シ自ラ欺クベカラズ。是以テ幽顕 神人之理豪モ不相離」（同上）。すべてを見通している「神明」を、人は欺くことはできず、ただ誠実に生きることを心がけるだけである。ここでは現世と来世は同じ原理で貫か

れ、人は神を敬い現世の道德に忠実であろうとする。

むろん政治はこのような「神明」の意味を論ずることによって、現世の生活を安定させ、庶民を善良で道德的生活に導くことにほなからない。「至尊ノ政ヲナシ玉フモ 神明ノ幽冥ニ照シ玉フモ、其婦一スル所億兆蒼生ヲ濟拯シ至善之域ニ至ラシムルノ事ノミ矣」(同上)。つまり天皇が現世において政をおこなうのは、神が来世において死後の審判をするのと等価である。だから神を敬い祀ることが政治の中心ということになる。祭政一致とはこのことである。これが「幽道ヲ論ジテ顕事ヲ軽ジ、妄リニ福音ニ馳セテ以テ政体ヲ蔑如ス」るキリスト教徒とは、根本的に異なるところである(関係文書①三四二)。

岩倉が幕末から構想していた「王政復古」は、平田派の復古神道と深い所で結びついていたことを、この「幽冥」観は示している。岩倉は政治家として行動するとき、そのような地肌をそのまま曝けだすことは少なかったが、かれの心裏には平田派国学者に共感するような素地があった。提出された「建国策」とその草稿「国体昭明政体確立意見書」との落差は、そうした事情を示唆している。

二 立憲制にむかって

王政復古による新しい政治体制の宣言である「五箇条の誓文」は、議会制を意図したものとは言いがたいが、結果的に大日本帝国憲法発布と帝国議会開設への出発点になった。明治前期の二〇年ほどの政治過程は様々なアクターの錯雑した活動の結果であり、大久保利通・木戸孝允・伊藤博文などの傑出したリーダーですら、排他的に政策決定に関与した局面はあまりなかった。まして調整型のリーダーだった岩倉は、明治六年と明治一四年の政変のように見解が激しく対立した場合を除けば、政策決定に目立った影響力を行使する機会は少なかった。しかしこれは、

立憲制への歩みの過程で、岩倉の存在感が希薄だったことを意味するわけではない。岩倉は早くから立憲制の導入が不可避であることを認識していたが、他方で万世一系の天皇を政治体制の中軸に据えるという構想においては、いかなる妥協も拒否した。その断固たる意志は、大久保・伊藤などの政体構想を隠然たる形で規定し続けたといつてよい。⁽³⁵⁾ここでは、岩倉が果たした政治的な役割や影響をいちおう括弧にいれ、かれの言動の思想的な意味を中心に考察していこう。

(1) 「政体論」と「建国策」

維新後の岩倉の国家構想をみるために、われわれは前節で言及した「政体論」(明治二年一月)と「建国策」(明治三年八月)に、もう一度、立ち戻らなければならない。岩倉はまず「政体論」で、政体・君徳培養・議事院・遷都問題の四つの問題を提起した。この提言は岩倉が単独で構想したのではなく、大久保利通との緊密な連携によって提出されたものである。大久保は前年一二月二五日付の岩倉宛書簡⁽³⁶⁾の冒頭で、政府の最高位にあたる議定に旧藩主の自薦他薦があることを「際限も無之」と糾弾し、公卿や諸侯のなかに政府の重職に耐える者はいないと切つて捨てている。そして公卿の若手や諸藩から有能な人物を精選して英国に留学させ、「和漢西洋之學術折衷」する人材を育成しなければならぬと提言する。さらに同日付の別啓書簡では、東幸してきた天皇に供奉した経験から、天皇の近習に適切な人物がいないと指摘している。

翌年正月、大久保はさらに岩倉宛に「政府の体裁に関する建言書」を提出した。岩倉からの諮問に応えたもので、おそらく先の書簡に関連して岩倉から早速反応があった結果だろう。この文書で大久保は、政府の原則があいまいで「体用転倒」の状態であること、人材登用ができていないこと、政府の方針が不統一であることの三つの「大害」

を挙げ、強い危機感を表明している。そこで大久保が具体的に提案したのは、留学による人材養成、天皇の補導の任にあたる人物の選出、官吏の黜陟による政府刷新、設置されただけで実働していない待詔局・弾正官の実効化である。

岩倉は以上のような提言にもとづいて「政体論」を提出した。第一の「政体ノ事」は、門地を無視した人材登用の必要を説いたもので、おそらく前年閏四月に出された「政体書」が親王・公卿・諸侯を優遇したのを批判したものであろう。いうまでもなく、これは大久保の提言を取りあげたものだが、岩倉は時宜に応じた制度の変更を認めるとともに、それが「万古不易」の国体に基づかねばならないと冒頭で釘をさしている。第二の「君徳培養ノ事」は「和漢洋」の知識があるものを侍読として採用すべしと説いたもので、この項も大久保の提言にもとづく。

第三の「議事院ノ事」では、議事院設置の必要を以下のように説明している。「議事院ヲ設置シ、施政ノ法度ハ衆議ニ附シタル上廟議一決シ宸裁ヲ経テ施行セバ、仮令異論百出スルモ容易ニ之ヲ変更スルコトヲ得ズ」(実記(中)六八八)。大久保が指摘した政府方針の不統一や朝令暮改という批判を克服するため、岩倉は大久保が言及していない議事院の設置にまで踏み込んだのである。岩倉は前年一〇月二日に一八項目にわたる意見書を朝議に付しており、そこですでに「議事院取調之事」を挙げていた。五箇条の誓文第一条が「列侯会議を興し」から「広く会議を興し」に変更されて、有力藩主や上層公家の主導権が阻止されたことは周知のとおりである。岩倉はその延長上で、五箇条誓文の「御趣意ヲ拡充」して政権基盤を拡大するとともに、天皇の親裁によって政権の統一性を確保しようとした。むしろ岩倉のいう議事院が近代的な議会制度に直接つながるものではない。³⁷⁾

「政体論」の第四が遷都論を取りあげて「徹頭徹尾不承知」と述べたことはすでに前述した。大久保の意見書と比較したとき、岩倉の提言の特色は明瞭である。それは、万世一系の天皇にもとづく「君臣の道」「上下の分」こ

そ「万世不易」の国体であると強調し、天皇親裁によって政権の統一性を確保しようとした。大久保が「政府在官ノ人自任シテ其才力ヲ伸シ私ヲ去リ公ニ就キ実行顕然タルニ至テ政府ノ根軸其一端ヲ開クト云ベシ」と、「三大弊」の克服を政治家の自覚とリーダーシップに活路を求めたのとは大きな違いがある。遷都の必要性を認めながら、岩倉があえて反対論を唱えたのも、国体論との論理的・心理的な一貫性を重視した結果かもしれない。

ところで岩倉が「政体論」を提出した明治二年正月、北海道で榎本武揚が抵抗を続けていたが、新政府は奥羽を完全に制圧して、軍事的には基礎を固めていた。しかし政府の組織形態は未確定で、政治的な統合が最大の課題だった。新政府は二月に勅使を鹿児島と山口に派遣して、島津久光と毛利敬親の中央への引き出しを図った。大久保利通は勅使に随従して鹿児島に帰藩した後、四月に東京にもどっているが、この頃に岩倉・大久保・木戸孝允の間で交わされた文書や書簡は、しばしば「危急存亡」という語でその危機感を表現している⁽³⁸⁾。五月、前年の政体書で定められた議政官を廃止し、行政官に輔相・議定・参与・弁事を置くなどの官制改革がおこなわれたが、これは失敗に終わり、七月にいわゆる二官六省の制度が新設された。大久保はこのとき三條實美と岩倉宛に意見書を提出して、「定大目的」・「政出一本」・「機要密」の必要性を説いた。政治目標の確定、政府の統一性の確保、機密保持である。旧藩制の持続で、政府には統一性が欠け、事あるごとに内部対立が表面化する状態だった。大久保が提案した三か条に三職（大臣・納言・参議）の緊密な連携を含めた四か条を、三條・岩倉・徳大寺實則・大久保・廣澤眞臣・副島種臣が八月に盟約書として署名した。盟約書で引き締めを図らねばならないほど、政府の成員間に不信感があつたのだろう。

実際、明治二年から三年にかけて政府は大きな危機に直面することになる。有力藩（とくに薩長）の不和・島津久光の政府への非協力による鹿児島藩の混乱・脱隊騒動や前原一誠の政府離脱による山口藩の混乱・凶作と紙幣乱

発によるインフレと農民一揆の頻発・未遂を含む政府首脳へのテロ・民蔵分離問題をめぐる政府部内の対立などである。こうした問題が生じた背景には、藩体制の割拠状態を克服できていないという事情が大きな影を落としていた。政府首脳部はかねてからそれを強く意識しており、明治二年末には、木戸を山口に、大久保を鹿児島に派遣して、毛利敬親・島津久光・西郷隆盛の上京を要請している。帰藩したときに大久保は「妄議」と題する檄文を執筆し、島津久光が藩兵を率いて入京した文久二年以後の「皇室恢復ノ志」を想起して、「今日ノ急務ハ薩長合一シテ力ヲ朝廷ニ尽ス」³⁹⁾ことだと訴えている。このとき大久保が藩士たちに説いたのは、「漢土異姓殊立ノ風土ニ於テハ不知、我皇国皇統一姓君臣不易ノ義ヲ重ンズル淳美ノ国体ニ於テハ、重君軽身唯命是從ヒ斃テ止ノ外アルベカラズ」⁴⁰⁾という使命感だった。窮地におかれた維新のリーダーたちが、割拠傾向をもった旧支配層を繋ぎとめるための究極の根柢は、国体論と天皇への忠誠心だったのである。だからこそかれらは、君徳培養などによって明治天皇を教育して君主としての威厳を扶植し、朝議への天皇臨御によって政府の統一性とリーダーシップ確立に腐心したのである。

明治三年八月に提出されたという「建国策」については、まず六月頃に岩倉が江藤新平に作成を依頼したことに始まると指摘されている⁴¹⁾。しかしそれに対する江藤の答申（「国の基本法」について岩倉侯の下問に対する答申書⁴²⁾）は、国体についてきわめて形式的な説明しかしていない。それによれば、国体は「君主為政国体」と「共和政」に二分され、前者には「君主独裁」と「君民共権」があるが、日本の場合は「君主独裁」の国体だという。

「建国策」の国体論は、こうした形式的な説明とはまったく異なる。「上古天神ハ諸冊ニ尊ニ勅シテ国土ヲ経営シ億兆ヲ生々ス。既ニ億兆ヲ生々ス、亦之ヲ統治スルノ道ナカル可カラズ。天神乃チ天孫ヲ降臨セシメ神胤ヲシテ国土ノ主タラシム。是ニ於テ乎万世一系ノ天子統治スルノ国体建ツ」（実記（中）八二エ）。こうしてアマテラスの

神勅に起源をもつ万世一系の天皇の統治が日本の国体であることが冒頭で闡明され、天子は「億兆ヲシテ各業ヲ安ンジ、各其所ヲ得セシムル」ことで「天神ニ事フル」ことになり、「億兆」は「各其業ヲ励ミ各其生ヲ保ツ」ことによつて「天子ニ事フル」義務を果たすことになる。これが「上下ノ通義」で、制度や法令はこのような「建国ノ体」に従わねばならないとされる（実記（中）八二六―七）。水戸学や国学に由来する国体論が、維新後の国家体制の基礎として位置づけられているのがわかるだろう。

国体論に続いて扱われているテーマ（全一四項）を順にあげると、以下のようになる。財政問題（三項）、郡県制の確立（二項）、華士族の家禄制度の廃止（二項）、藩知事世襲の廃止と州郡の設置（二項）、戸籍その他を民部省の管轄とする（一項）、租税徴収を一元化して大蔵省の管轄とする（一項）、兵制を兵部省の管轄とする（二項）、刑罰・訴訟を刑部省の管轄とする（二項）、中小学校の設立（一項）。一見してわかるように、ここには新政府の懸案となつていた課題の解決法が提示されている。第一に旧藩制の残存による割拠を克服して本格的な中央集権体制を構築すること、第二はそのための財政基盤を固めることである。第三にこの年の前半期に政府の内部抗争を引き起こした民蔵分離問題の決着である。民蔵分離問題とは、二官六省制の発足直後の前年八月に大隈重信や伊藤博文などが民部省と大蔵省の要職を兼任し、事実上合併された両省が急進的な改革政策を推進したのに対して、それに介入できない大久保ら大臣・参議が反発し、改革に対する地方からの抵抗もあつて、結局、七月に両省の分離が実現したものである。「建国策」が両省の権限を明確に定めているのは、分離の結果を受けたものである。

「建国策」とその草稿「国体昭明政体確立意見書」を比較すると、国体論については同趣旨だが、「建国策」のほうが文章が洗練されているのがわかる。また「国体昭明政体確立意見書」から五項目が削除されているの目を引く。平田派神学の影響が色濃く出ている項目「大ニ宣教ノ大意ヲ明ニシ兆民ヲシテ普ク惑イナカラシムベキ事」

が、削除されている点については前節で述べた。両文書の末尾は学校の設立に関するもので、草稿で「大二学校ヲ興シ兆民ヲシテ学芸ヲ習熟セシムベキ事」とされていたものが、「建国策」では「天下二中小学校ヲ設立シテ大学ニ従属セシム可キ事」となり、内容も改変されている。「建国策」では学制の頒布と学校の設立が述べられているだけであるが、草稿は教育を「宣教」との関係で位置づけている。さらに草稿は、儒学の伝統的教育を「道德ヲ論ジ性理ヲ談ズレドモ智能ヲ磨シ芸術ヲ講ズルノ何物タルヲ不弁」と激しく批判し、他方で幼児や婦女子の教育機関の必要性と、商法・天文・地理・器械などの実用的な学問の導入を力説している（関係文書①三六一―一二）。前節で述べたように、これらの文書が書かれる前年（明治二年）には、大学校の設立をめぐる玉松操らが漢学派と激しく争っていた。おそらく「国体昭明政体確立意見書」はその対立を反映し、国学主導で洋学を導入する構想を披歴したものであろう。成案の「建国策」はこうした対立をすべて黙殺し、東京に設立された大学（「大学校」は明治二年末に「大学」と改称）が、近代的な初等教育機関を監督する構想を明確にしたのである。

（2）漸次立憲政体樹立の詔勅をめぐる

周知のように、一八七二（明治四）年一〇月、岩倉を特命全權大使とする大型使節団が米欧に派遣された。二年近い諸国歴訪の経験が岩倉たちの国家構想に与えた影響は絶大だったと想像されるが、岩倉が米欧滞在時の事蹟についてまとまった記録をほとんど残していないので、この点に関する考察は断念するしかない。⁴³ 帰国後半年余りのあいだ、岩倉たちは続発する内政外交問題で忙殺されることになった。征韓論をめぐる政府部内の対立（明治六年の政変）、翌年二月の佐賀の乱の勃発と台湾出兵の決定、さらに台湾出兵に反対する木戸孝允の辞任などである。

混乱した状況のなかで一八七二（明治七）年五月二三日の日付で、岩倉は理解に苦しむ内容の意見書を執筆して

いる（この文書が岩倉の手になるものかどうかは疑問の余地があるが、今は不問しておく）。全部で二一項目からなるが、内容は雑多で十分に練られたものとはいいがたい。この意見書の特徴を示唆するために、最初の三項の表題を挙げてみよう。「凡法度ヲ改革スル者先王ノ意ニ本クベキ事」、「神道ヲ明ニシ朝儀ヲ正スベキ事」、「曆書ヲ復シ時月ヲ明ニスル事」である（関係文書②一六七）。第一項は制度改革を必要最小限にとどめるべきだと述べたもの、第二項は万民教化のために神道の重要性を説いたもの、そして第三項は太陰暦の復活を主張したものである。岩倉使節団の面々は留守政府がおこなった制度改革に概して批判的だったが、岩倉のこの提言はそのなかでも際立って保守的、あるいはむしろ反動的である。最初の二項は抽象的で具体的な提案をしたものではないとしても、旧暦の復活を説いた第三項などはどこまで本気だったのかさえ疑問がある。留守政府が太陽暦採用を決定したとき、使節団の側は不意打ちを食らった状態で、この直後の大原重實や岩倉の書簡にはことさら神武紀元を併記した例が見られる⁽⁴⁴⁾。留守政府は太陽暦採用とほぼ同時に神武紀元を定めたので、それに従ったものだろうが、こうした併記は長続きしなかった。

この時期に政府を混乱させる台風の目になったのが島津久光である。島津は佐賀の乱で鹿児島に動揺が広がるのを防ぐために帰郷していたが、四月に再び上京しまでもなく左大臣に任ぜられた。三條や大久保が右大臣の岩倉を左大臣に昇格させ、島津を右大臣にすべきだと主張したが、岩倉がそれを固辞したために三條（太政大臣）に次ぐ地位に就任したものである。島津は五月二三日に三條と岩倉宛に八項目の意見書を提出し、大久保がこれに異議をいうなら免職すること、またこの意見が採用されなければ辞職すると述べた。「礼服復旧、租税復旧、雑税新規の分免ず、違式誹違の中過酷なるは除、兵士復旧、陸軍を減じ海軍を盛大にす、不急の土木を止む、皇居は此際造営あるべし尤西京の体による」という内容である（関係文書⑥一〇八〜九）。

これに対して、岩倉はすぐに島津に会見を求めたらしい。岩倉宛の島津書簡は、同日午後二時に会う用意がある
と岩倉に返信している（関係文書⑥ 一一一）。前述の岩倉の二一項目の意見書末尾には「明治七年甲戌夏五月二十
三日於東京草之」と明記されており、島津の意見書提出と同日に執筆されたことがわかる。岩倉は島津の意見書を
この日の早い時刻に入手したらしいので、かなり長文の岩倉の意見書は、島津を意識して執筆されたと推測するべ
きだろう。

岩倉の先の意見書のうち「華奢ヲ去り節儉ヲ勤ム」「諸税ヲ省減」などの項目が島津の意見書の内容と一致する
程度で、両者が即座に照応するとは言いがたい。しかし岩倉が外遊中の前年六月に、島津は三條に対して二〇項目
の質問状を出して政府の近代化策を批判していた。その質問状の第二項は太陽暦の採用を批判したものである。以
上の事情を勘案すると、岩倉の意見書は島津を慰留する意図で書かれた可能性が高い。しかし岩倉の意見書は他見
された形跡がなく、現実には岩倉たちは島津の意見書を「容旨勿ニ御着手ハ決テ不可然」として拒否した（実記（下）
一六二）。またこの問題に対する最終的な回答として三條と岩倉の連名で書かれた文書では、太陽暦が太陰暦より
正確であることを根拠に改暦を正当化している（実記（下）二五六）。結局、岩倉の意見書の真意は不明というし
かないが、おそらく心情と政治的リアリズムのあいだで揺れていたのではないだろうか。

一八七二（明治七）年のもう一つの焦点は台湾出兵問題である。西郷従道が司令官となった台湾遠征軍が長崎を
出港しようとしていたとき、パークス英国公使・ビンガム米国公使など西欧各国の外交官が局外中立を宣言して、
日本の遠征を暗に牽制する動きに出た。この事態に慌てた政府は、大久保を長崎に送って遠征軍の出発を制止しよ
うとしたが、西郷はそれを振り切って出発してしまった。この頃、高知の立志社の動きなどを伝えるために岩倉と
頻繁に情報交換していた佐々木高行は、四月二八日付の岩倉宛書簡で、「虚説」だろうと断わりつつ、「不平徒」が

以下のような噂をしていると述べている（関係文書⑥七〇）。英国公使が日本牽制の動きに出たのは、英国滞在中に岩倉が「外国人雑居も宗旨も御解禁の令を出すべし」と述べたのに、帰国後はそうした措置を取らないことに業を煮やしたため、もし日本が台湾出兵を強行するなら各国が日本を討伐する、と。

キリスト教解禁や内地雑居は条約改正と連動しているので、米欧滞在中の岩倉使節団のメンバーのあいだで激論が交わされた問題だった。例えば豪雪のためにソルトレークシティに足止めされていたとき、伊藤博文・山口尚芳の二人がキリスト教解禁論を説いて佐々木高行と激論した。⁽⁴⁵⁾翌日、佐々木は岩倉の見解を質して「外国ニテ解禁ノ談判出来ヌ」との回答を得て胸をなでおろしている。実は使節団出発の前にも、右院でキリスト教解禁について激論が交わされ、岩倉が「確乎トシテ禁制、従前ノ通」としたので決着がついたという。⁽⁴⁶⁾ワシントンに着いたとき、佐々木の日記は再び信仰の自由の問題に言及し、伊藤などを「飛切論」と批判する。そして「岩公ハ自重家ニテ頼母敷思ヒタリシニ、存外ノ事ナリ、又大久保モ、平素ヨリハ何分飛切ノ風ニ化セラレタル光景」と慨嘆している。⁽⁴⁷⁾ここで岩倉が「存外ノ事」と批判されているのは、米国到着後も「日本流」を通してきた岩倉が、シカゴ到着の頃から断髪洋装になったことも念頭においたものだろう。「国ノ重職ハ、チト頑固ニ見エル程鄭重」⁽⁴⁸⁾であるべきだと、佐々木は考えたのである。岩倉が英国滞在中にキリスト教解禁を約束したというのは「虚説」に違いないが、政府を代表する立場にあった岩倉は、島津久光や佐々木などの保守派からは信念のない妥協派と看做されたのではないだろうか。

⁽⁴⁹⁾しかし佐々木のような保守派ですら、キリスト教禁制は維持できず、遅かれ早かれ解禁は避けがたいと考えていた。大原重實も米欧滞在中の岩倉に対して、キリスト教が「蔓延候は必然」と何度も危機感を表明している（関係文書⑤一三七）。「皇国の教法旧教にて維持之事は難き様」なので、「欧州御経歴中定て御自得之儀も可被為有御帰

朝之上格別之御英断有之度」と、大原は岩倉に書き送った（関係文書⑤二〇七）。キリスト教解禁を念頭に置いて、それを封じるための国体の確立が火急の課題として意識されていたことがわかるだろう。

ところで台湾出兵問題が一段落した一八七四年末から翌年春にかけて、岩倉は天皇に宛てた四つの上書を執筆している。「国勢ニ関シテ上ル勅答書」（関係文書①三六九）とその再論（実記（下）二二二）、「聖徳ニ関スル上書」（関係文書①三七六）および「外交ニ関スル上書」（関係文書①三八八）、実記（下）二二三以下に同趣旨の異文）である。前の二つは幕末から当時までの内政外交を回顧して問題点を指摘したもので、後二者は聖徳および外交問題について天皇に進講したものである。これらの上書を通じて岩倉が意図したのは、天皇が「民ノ父母」としての徳と威厳を備え、内外の情勢に的確な判断ができる君主として「万機ノ政」を統轄できるようになることだっただろう。折から明治天皇は一八七二年以後、精力的に全国巡行を始めていた。岩倉が青年期に達した明治天皇を軸とする親裁体制に強い期待をかけていたのがわかる。

これらの上書的情勢分析にはふたつの注目すべき点がある。ひとつは世界の状況は「一大碁局」のようなもので不平等条約を克服して「対等ノ権」を獲得するには非常な努力が必要だという自覚である（関係文書①三八九～三九〇）。そのための要点は「軽躁妄進ヲ戒慎シ、開明ノ虚飾ニ趨ラス、富強ノ実力ヲ培養シ、徐々トシテ大成ヲ期スルコト」だと、岩倉は考えていた（実記（下）二二四）。第二に、岩倉が台湾出兵を「得ル所失フ所ヲ償フニ足ラス」（関係文書①三七四）と総括し、その失敗に対して自責の念を表明していることも注目すべきである。台湾出兵は大久保が北京に出張して、難航の末、償金五〇両を獲得した。交渉妥結の報を受けて、岩倉は「祖宗之御冥護、今上之御稜威に依る」としつつ、「前古無比之大功」と大久保を讃えた（関係文書⑥二四四）。

しかし実のところ、獲得した賞金は戦費に比してきわめて少額で、⁵⁰戦争にならずにすんだことで岩倉は安堵した

のである。岩倉がとくに警戒しているのはロシアの動向で、そのために清国とは友好関係を結び、貿易を振興すべきだと述べている（関係文書①三九二、実記（下）一二四）。清国との衝突の可能性があった冒險的行為を反省したのである。「征蕃ノ挙、臣ノ主唱ニ関ル」（関係文書①三七四）と述べているように、台湾出兵の決定には岩倉自身も積極的に関与していたので、かれの自己反省の弁は単なる辞令ではない。

しかし台湾出兵問題で自己の責任を強調する裏には、おそらく別の意図も込められていた。上記の上書を書いたころ、大久保を中心に「大阪会議」と呼ばれる木戸と板垣の政府復帰工作が進行していた。岩倉の「座右日歴覚書」によってそれを再現してみよう。「明治八年一月木戸大久保伊藤外ニ旧参議私事ニ託シテ大坂ニ集會ス。二月下旬ニ各帰京ス。大久保ニ面會集會密談之事件ヲ聞ク。其ケ条中甚ダ余ノ不落意之廉有之、大久保ニ詰問ス。同氏曰ク此度ノ行也自分ノ意見ハ一ツモ述ベズ、都テ木戸ノ驥尾ニ附唯々トシテ従フノミ。故ニ事ノ可否得失ヲ閣下ニ対シ答フル能ハズ。余遺憾ニ堪ヘズト雖ドモ事既往ニ属ス、只黙スルノ外無也」（関係文書①八五）。

木戸の日記の一八七五（明治八）年二月九日の記述によれば、いわゆる大阪会議でかれが主張したのは「民會等⁵¹を起し徐々国会の基を開かんとする意見」だった。木戸は欧米から帰国直後からこうした意見を主張し、文書で政府に提出していた。それは「政府の有司万機を論議し、天皇陛下に独裁」という体制を漸次転換し、「君民同治の憲法」を制定するという構想だった。⁵²岩倉がこの木戸の主張を知らなかったはずはない。「同治憲法」は岩倉が断じて認めえない主張だから、大久保がそれを受け入れたことに激怒したのである。岩倉が大久保に詰問したのはおそらく二月二日だっただろう。その日の大久保日記は（「前略」）二字内務省へ出席三字岩公御入来云々御示談有之（後略）とあるだけである。この素っ気ない記述は、上記の岩倉の覚書にみられる大久保の逃げ口上と相応している。天皇による親裁体制は岩倉の宿願だったが、プラグマティストの大久保はむしろ政策決定の正統性を確

保することに関心があった。明治六年の政変直後に、大久保の意向にそって作成された「立憲政体に関する意見書」⁽⁵³⁾では、民主制・君主制・君民共治の三つの政体を区別して君民共治に親近感を見せているが、他方では「百端ノ国政ヲ採決施行スル」点では同じだと述べ、国体にふさわしい政体を検討する必要を説いている。大久保は木戸の「君民同治」に抵抗感はなかったのである。

四月一四日、元老院・大審院・地方官会議を設置し漸次立憲政体樹立の詔勅が出された。岩倉の覚書は以下のように語る。「此事タルヤ国体一変ノ基タルヲ以テ終始不可ヲ主張ス。太政大臣三條實美・参議木戸孝允主唱シテ上奏アリ、遂ニ此ニ及ブ。此際余病ニ以テ廟議ニ預カラズ」(関係文書①八六)。抵抗空しく木戸たちの構想が軌道に乗ったので、岩倉は同月二一日に台湾出兵失敗を理由に辞表を提出した。いうまでもなく真の理由は一四日の詔勅への不満である。岩倉が台湾出兵の不手際に責任を感じていたのは事実だが、前述の上書で何度もそれに言及したのは、あきらかに立憲構想をめぐる大久保批判の底意もあった。⁽⁵⁴⁾元老院設置の構想に関連して、佐々木高行は「仏国転覆は人民自主自由論より来して遂に共和政治之大暴政を発し殷鑑可恐と奉存候」(三月三一日付)と岩倉に書き送っていた(関係文書⑥二八二)。さらに晩年の「府県会中止意見書」では、漸次立憲政体樹立の詔勅が「大権下移ノ路」を開き「大祖以降二千五百三十余年確然不易ノ国体ヲシテ一変」させる恐れがあったと、岩倉は指摘している(実記(下)九四六)。このように事あるごとにこの詔勅を批判したことでも、「国体」擁護にたいする岩倉の思い入れの深さが知れるだろう。

(3) 天皇親裁

明治一四年の政変が明治前期政治史の大きな転換点であることは改めていうまでもない。この政変は西南戦争以

後の急速な反政府的運動の高揚が遂に最高潮に達して、耐えきれなくなった政府が反撃に転じたものである。したがって政治思想の観点からみれば、政変の意味は遅くとも一八七八（明治一一）年四月の愛国社再興趣書の発表あたりまで遡って考察する必要がある。愛国社は土佐の立志社が中心になって一八七五年に結成されたまま休眠状態だった。愛国社の再興は、西南戦争を最後とする散発的な士族反乱の敗北をうけて、反政府運動の全国的な組織化をめざしたもので、七八年九月に再興第一回大会が大阪で開催された。⁵⁵これを契機に全国各地に自由民権を主張する政治結社が結成され、一八八〇年三月に開催された愛国社第四回大会で、名前を国会期成同盟と改称して、翌月片岡健吉らが二府二県八万七千名が署名した国会開設の請願書を提出するに至るのである。

このような大衆的な運動の盛り上がりで、政府はこれまでとは異質な国内的危機に直面した。従来の危機は幕府打倒に功労があった維新のリーダーたちが、出身藩の武力を背景に政府のリーダーシップを争ったものである。しかしこうした事態は一八七六―七年の一連の士族反乱を鎮圧したことによって終息し、大久保・岩倉ら政府首脳の頭痛の種だった島津久光も影響力を失った。新たに登場したのは、自由民権を呼号する在野の反政府運動である。主体は維新後の待遇に不満をもつ士族だったが、地租軽減を要求する地主がそれに合流して急速に勢力を拡大した。政府のリーダーシップも世代交代の時期に入った。木戸孝允は西南戦争中に病没し、大久保は七八年に暗殺されたので、大隈重信・伊藤博文などが新たなリーダーとして台頭していた。この二人は、民部省と大蔵省が事実上合同していた一八六九年から翌年にかけて、大隈が大輔、伊藤が少輔として両省の実権を握り急進的な内政改革をリードした仲である。かれらが政治資源としたのは、旧藩の武力ではなく、西欧型官僚としての知識と能力だった。伊藤は幕末に短期間だが英国に留学した経験があり、岩倉使節団では西洋通として森有礼弁理公使とともに米国の条約改正交渉を主唱して、同調した使節団首脳部に後で苦い思いをさせた。⁵⁶伊藤は後に一四年政変を主導し、明治

憲法体制の立役者になるが、政変以前のかれはむしろ進歩主義者とみなされる面が強かったのである。

岩倉はこうした変化のなかで国体論を軸にした立憲体制構築に努力を傾けていく。具体的には「儀制調査局開設建議」（一八七八年三月）がその最初の動きである。この文書は、先の漸次立憲政体の詔勅を受けて民間で民選議院設立を要求する「躁進」の動きがあることを警戒し、まず比類ない国体の基礎を固めるために「帝室の制規天職」を定める必要があると説いたもので、「憲法」「規則」「儀式」「雜件」に分類した多岐にわたる検討項目を列挙している（関係文書①三九五）。立憲制に見合う新たな皇室制度の創設を意図したのである。

この年の八月末から一月初旬まで、天皇は二か月余にわたって北陸東海地方を巡行し、岩倉はこれに供奉した。五月に大久保が暗殺され、八月には近衛兵の反乱（竹橋騒動）が起こったので、岩倉らは巡行延期を強く主張したが、最終的に予定どおり実施された。⁽⁵⁷⁾一緒に供奉した佐々木高行は、岩倉と以下のような会話を交わしたことを記録している。「人民ノ聖上ヲ奉仰事、所謂神ノ如シ、如此人民ヲ治メ兼ネタル杯ハ、政府上ノ頗ル失策ト存候。（中略）岩公曰ク、成程然リ、人心ノ動揺モ畢竟政府上ノ人々ノ心ニ成ル事ニテ、決テ人民ノ罪ニ非ズ、今日ヨリ屹度注意大切也ト」⁽⁵⁸⁾。帰京した翌月、天皇は岩倉に対して、「勤儉」を「興国」の基礎とすること、教育における「本邦固有の道義を振興」する必要があることを内諭した。そこで翌一八七九年三月、この内諭の趣旨を徹底させるため大臣・参議などを集め、「勤儉ヲ本トシ冗費ヲ省」き、土木事業を控えて「民力ヲ愛養」することなどの三項目の勅諭を、天皇自身が下賜した。⁽⁵⁹⁾天皇がまだ巡行していなかった山形地方には、本隊と離れて佐々木が巡視に行っており、その結果、県令の三島通庸が土木事業のために「悪評甚ダシキ」⁽⁶⁰⁾状態であることを天皇に伝えていた。また岩倉も巡行出発前の七月に「華士族授産之儀ニ付建議」を書いて、「中等社会」の安定が国家の治安の要諦であり、士族は「邦国ノ盛衰」に関わると強調していた（関係文書①四〇九）。こうした事情がこの勅諭となったのであ

ろう。地方の動揺に対するかれらの危機感がよく現われている。

「国本培養ニ関スル上書」はこの勅諭に奉答したものである。岩倉はここで「勤儉」によって強国となった例としてプロイセンを挙げ、その先王フリードリヒ・ウィルヘルム一世がその基礎を築いたと述べている。岩倉らの米欧回覧で、使節一同にもっとも強い印象を残したのは急速に勃興してきたプロイセンだった。木戸孝允はプロイセンの印象を「驕奢なるものは之を懲し、軽浮挙動に迷ふものは強て之を沈深着実に帰せしめ、終に今日の招文明致富強⁽⁶¹⁾」と述べており、大久保も「当国ハ他之欧洲各国トハ大ニ相異ナリ淳朴之風有之⁽⁶²⁾」と称賛している。おそらく岩倉もかれらと同じくプロイセンを日本の模範と捉えており、そのために天皇のリーダーシップを期待した。「天皇親裁」の理念である。

『明治天皇紀』によれば、岩倉はその理念を実現するために、三條太政大臣と連署して三項目の要件を閣議に付した。その内容は「第一 勤儉ノ聖旨ヲ奉体スル事、第二 親裁ノ体制ヲ定メラルル事、第三 明治八年四月一四日ノ聖詔ヲ遵奉シ立憲ノ国是ヲ守リ漸次ノ方法ニ従フ事⁽⁶³⁾」というものである。天皇親裁とは、具体的には、重要な政治課題について天皇臨席で大臣参議が議論し、「文案ニ御璽」を得る形で決済することを指している。こうした形をとることで「朝野ヲシテ皇化ノ出ル所ヲ知り聖徳ヲ仰望セシム⁽⁶⁴⁾」ことが意図されたのである。三カ月後の六月、岩倉は三條と連名で六項目の封事を奏上した⁽⁶⁵⁾。この封事によれば、明治天皇は践祚時に幼かったので岩倉たちが「大政撰行ノ任」にあたってきたが、もはやかれらは「輔翼ノ責」に専念し、天皇自身が「百官ヲ統馭」すべき時がきたという。(実記(下) 六〇七〜八)。

以上のような天皇親裁への動きの背景には、佐々木高行・元田永孚など侍補グループの運動があったことが知られている⁽⁶⁶⁾。大久保が暗殺された一八七八年五月ころ、元田たちは大臣たちの会議に天皇が臨席し侍補も同席するこ

とを要求して拒否されていた。⁽⁶⁷⁾ また大久保の死後の人事で、井上馨が工部卿に就任し、北陸巡行の供奉を命じられたことについても、井上排斥の運動をした。⁽⁶⁸⁾ かれらは天皇が「濁流ニ御浸潤無之」ようにしなければならぬという強い使命感をもち、「政府正ナレバ共ニ協力シ、政府邪ナレバ之ヲ匡正シ（後略）」⁽⁶⁹⁾ と、天皇が政府を強い監督指導下におくことを理想としていた。かれらの構想を「天皇親政」と呼ぶとすれば、岩倉は侍補たちのこうした構想や運動に同調したわけではない。かれらが大臣参議の「輔導ノ不行届」を批判したとき、岩倉は「頗ル不平ノ気色」だったという。⁽⁷⁰⁾ しかし侍補が天皇を介して国政に口をはさむことには反対だったが、最後の決定権を天皇が行使するという意味での「親裁」は、岩倉の構想でもあった。前述した封事の第二項で「諸官分任ノ責」を強調し、「聖慮」に沿わないことがあれば必ず「主任ノ長官ヲ召シテ親ク訓諭」すべきだと説いて、「侍従ノ臣」の介入を厳に戒めているのはそうした趣旨である（実記（下）六〇八）。

前述の帰京直後の岩倉への内諭を知らされた元田は、佐々木とともに岩倉を訪れ、勤儉に関する詔勅の下賜を促した。それが前述の三月の勅諭として実現したという。⁽⁷¹⁾ 岩倉は侍補たちが政治決定に介入することを警戒していたので、詔勅実現までに時間を要したのだろう。個別の政策に天皇が介入することは注意深く避けながら、詔勅という形で道徳的・政治的権威を発揮し、政府内で意見が対立したときには、天皇が最終的な裁断を下す。これが岩倉が構想した天皇親裁の理念であり、その精神は明治憲法制定過程でも統治エリートの意識の底で生き続け、一九四五年八月を迎えることになるのである（この点については「あとがき」で簡単に触れる）。

この時期に元田は立憲制への移行が天皇親政（親裁）の理念と矛盾しないようにするため、国体と政体の二分論を唱えている。「祖宗ノ国体ハ永遠ニ確守セザル可カラザル也。歴朝ノ政体ハ時ニ随テ変改セザル可カラザル也」⁽⁷²⁾。要するに、イザナギによる国土開闢以来の皇統一系の国体は、立憲制の導入によっても不変だという。日本の立憲

制は「君主親裁立憲政体」であり、漸次立憲政体の詔によって英国流の君民共治の体制に移行するわけではないと、元田は強調した。

そもそも国体／政体二分論は国体論の不可欠の概念装置で、両概念の区別はすでに幕末にも例がある⁽⁷³⁾。岩倉も「国体昭明政体確立意見書」(一八七〇年)でこの区別をしていたが、これほど明快に二分論を説いたのは元田が最初であろう。立憲制導入が政治日程にあがったことによって、逆説的に国体論が浮上してきたのである。岩倉の提議によって、一八八〇年から八一年にかけて各参議が立憲制に対する意見書を提出したが、そのなかで大木喬任の建議(一八八一年五月提出)がやはり国体／政体二分論にもとづいて立論され、「皇邦固有の国体」を定めることが急務であると説いている。古代以来、日本には固有の国体が存続してきたとし、憲法制定に先立ってその固有性の内容を明確に定式化する必要性が強く意識されたのである。「国体」の意識は、元来、キリスト教の脅威に対抗する意図から誕生したが、ここに到って民間の反政府運動に対抗する形での立憲制構想と結合することになった。一八七八年の北陸東海巡幸後の岩倉への内諭では、前述のように道德教育の必要性にも言及されていた。天皇が学校を視察した際、英語はできるが日本語ができず、「農商ノ子弟ニシテ家業モ知ラズ高尚ノ生マ意氣ノ演述ヲナス」のような生徒に出くわしたことが契機になったという⁽⁷⁴⁾。翌一八七九年、天皇の意図を汲んだ元田永孚が「教学聖旨」を執筆して伊藤博文に示したので、これに反発した伊藤が「教育議」で応え、これに対して元田が「教育議附議」で再反論したことはよく知られる。対立の要点は、仁義忠孝を根幹とする儒教倫理を「国教」と位置づけ、初等教育でその精神を教授するか否かだった。伊藤が国教定立は政府の「管制スベキ所」⁽⁷⁵⁾ではないと論じたのに対して、元田は「国教」は新たに制定するのではなく「祖宗ヲ敬承シテ之ヲ闡明スル」⁽⁷⁶⁾だけだと反論した。元田は「君ヲ堯舜ニスルノ抱負」⁽⁷⁷⁾を持しており、天皇という存在自体が国教を体現しているとの信念があっただろう。いうま

でもなく、これはかれらが考えていた天皇親政の一面にはかならない。

「教学聖旨」の作成には、岩倉も間接的に関与していた。⁽⁷⁸⁾五月七日の天皇との拝謁の席で、岩倉はある人物の共和政治の建言を朗読し、「最も緊切なるは教育なり」と論じた。⁽⁷⁹⁾また元老院で教育令の草案が議論されるとき、その内容を知った侍補たちが太政大臣と右大臣（三條と岩倉）に進言し、さらに両大臣とともに天皇に建言したので、天皇が「重大の事件なり」と認識して「教学聖旨」の筆記に至ったという。問題となったのは、一八七二年公布の「学制」に代わるものとして、この年九月に公布された教育令の草案で、一般に地方官の教育行政への干渉を制限する「自由教育令」と評されている（翌一八九〇年一二月に大幅に改正された）。教育令草案のどの部分が問題にされたのかは不明だが、かれらが初等教育のありかたに深刻な危機感をもっていたことがわかる。

教育への危機感は、その後潜行するとともに広範に共有されるようになり、一〇年後に教育勅語として結実した。「教育聖旨」の段階で対立した元田と、伊藤のブレーションとして「教育議」を執筆した井上毅が教育勅語を協力して作成したことは、この時期以後の思想の変位を物語っている。憲法の作成についても同様なことが起こった。一八八〇年から翌年にかけて、政府部内で憲法の根本原理や制定方法について種々の議論があった。岩倉は八〇年八月に提出した「国憲審査局ヲ置クノ議」で、太政官に勅選議員四〇〇五〇名からなる審議機関を設けることを提言している。稲田正次『明治憲法成立史』（上巻）が指摘しているように、この提言は元老院の国憲案を否定する趣旨だったと考えられる。その後、岩倉は八月の建議書を敷衍するような別の建議書を書いている。「憲法ハ海外各邦ノ方法ヲ模範トセズ、我邦皇統ノ無窮、民俗ノ習慣、国民ノ秩序等侘邦ニ異ナル所以ヲ考察シテ之ヲ制定シ、以テ帝室ノ基礎ヲ鞏固ナラシムベシ」⁽⁸⁰⁾との趣旨を強調したものである。

この段階で岩倉は議会制度や国民の権利などについて何の考えももっていない、自由民権運動に対抗して万世一系

の国体を強固にするためには憲法が必要だと考えていたにすぎない。世にいう「国憲」あるいは「憲法」が「コンスチテュション」の訳語で、何らかの意味で君権の制限と民選議院を包含せざるを得ないことは、その後井上毅の意見書から学ぶことになる。⁽⁸¹⁾ 佐々木高行は、八一年一月に有栖川左大臣との談話で以下のようなことを語っている。自分は元来議院制には反対だったが、漸次立憲制の詔勅が出た以上はそれに従うしかない。しかし現在のように政府内部で考えかたが一定しない状態では「急激民権論党ノ為メ可恐事ニ至ルベシ」。⁽⁸²⁾

岩倉は七月に井上毅の手になる憲法制定意見書を提出した。そこには、元田が「国憲大綱」で主張したような儒教による国教主義や天皇による「治教ノ権」などの規定はなく、井上（と岩倉）は「教育議」での立場を貫いている。しかし他方で「聖上親ラ大臣以下文武ノ重官ヲ採択シ及進退セラルル事」として天皇親裁の立場を固持し、君民共治の立場を否定した（実記（下）七二〇）。その後の伊藤を中心とする憲法制定作業は、基本的にこの線に沿って進んだといえる。

（4）「伝統」の再発見

晩年の岩倉が大きな情熱を注いだのは国体の基礎となる「伝統」の再発見と制度化だった。まずひとつは華族制度にかんするものである。岩倉は一八七六（明治九）年に井上毅に命じて「華族の綱紀につき上疏案」を作成させた。⁽⁸³⁾ 文明化の風潮で公然と共和主義を唱えるものも出現している状況を警戒し、華族の現状を憂えて改革を提言したものである。そこで岩倉は華族の「習弊」「遊惰」を戒め、「旧物ヲ保護」して「輕発妄作ノ弊ヲ防グ」役割を果たさなければならないと説いて、改革への士気を鼓舞するため華族会館への天皇の臨幸と勅諭の下賜を提案した。岩倉はこの年の四月から華族会館の館長に就任した。六月からは天皇の東奥巡行に供奉したので、この上疏は四

五月に書かれたものだろう。華族会館は岩倉などの意向を受けて、七四年六月に設立されていた。⁽⁸⁴⁾ 天皇は翌七五年一〇月に華族会館に行幸し、「爾ノ家道ヲ齊ヘ能ク名声ヲ保チ永ク皇室ニ尽ス所アレ」と勅語し、⁽⁸⁵⁾ 十一月には華族会館に属する華族七、八〇名に皇居で引見し、勅語の意図を改めて確認している。⁽⁸⁶⁾

先の上疏案の骨子は単に抽象的な精神論を唱えることではなく、華族の家禄の一部を積み立てて海軍増強に充当するという点にあった。この趣旨はその後、期せずして福澤諭吉が一八七九年二月に岩倉に献策した「華族を武辺に導くの説」と暗合することになった。福澤はここで、華族たちが協力して「講武会（ミリタリ・クラブ）」を結成し、その名望と資金を「講武護国」に向けることによって、社会的に軍事への関心が高まることを期待した。⁽⁸⁷⁾ このころ福澤は『通俗国権論』二編、さらに『民情一新』を執筆していたので、自由民権論の急速な広がりへの危機感と軍事力の重要性を社会的に喚起するという意図をもって、遊惰との批判が強かった華族を利用するという提言をしたのだろう。直後の福澤の岩倉宛書簡から想像すると、岩倉はこの論策に大いに関心を示し、おそらく福澤を呼んで詳細を語らせた。⁽⁸⁸⁾ 岩倉は福澤の論策を華族に配布し、福澤自身も五月に『郵便報知新聞』に発表したので、この論策は大きな反響を呼んだ。⁽⁸⁹⁾

一八八一年から最晩年にかけて、岩倉はこの構想を具体化させていった。まず八一年四月、華族督部長という地位にあった岩倉に対して、華族は「可成陸海軍ニ従事候様可心掛旨」の聖旨が達せられ、⁽⁹⁰⁾ これを受けて岩倉はこの点にかんする調査を陸軍省に依頼した。その回答は、シウルチェ・ブルンチュリ・シユタインの見解を引用して、華族は「武勲ヲ以テ家ヲ興セシ者」からなるので、「率先シテ軍人トナラザルベカラズ」と説いたものだった。⁽⁹¹⁾ この文書の最後の部分では、貴族が軍事に従事することによって、プロイセンが「尚武」の国として勃興してきたことを指摘し、「国体ノ成立ト社会ノ慣例」⁽⁹²⁾ がプロイセンに似ている日本もこれに倣わねばならないと説いている。

最晩年の岩倉が取り組んだ第二のテーマは「伝統」の再生と再確認の作業だった。そのひとつは一八八三（明治一六）年一月の日付で出された「京都皇宮保存ノ意見書」に現れている。東京遷都の後も、岩倉には京都への思い入れが強かったが、この意見書はむしろ皇室にかかわる「古式」の儀式を復活・再興することを企図したものである。そこで岩倉は、即位・大嘗会・立後の三大儀式を京都御所で執行すること、桓武天皇陵の神殿建築、神楽岡旧八神殿（吉田神社の地）を伊勢神宮并神武天皇遙拝所とすること、賀茂祭・石清水祭・白馬節会などを古式にもとづいて再興すること、などを提言している。ここには「伝統」を復興あるいは新たに創造して、華族・官吏・庶民に皇室の儀式を奉祀させ、社会の底辺まで「国体」の意識を浸透させる意図がみえる。

死を目前にした岩倉が最後の力を振りしぼった作業が『大政紀要』の編纂だった。⁽⁹³⁾憲法制定のためにドイツ人顧問を雇用するに際し、かれらに日本の「国体」の特殊性を修得させねばならないと、岩倉は考えた。そこで「我が建國ノ体ト其沿革風習」に通曉させるため、日本の歴史の「要領」を編纂して欧文に翻訳することを提言したのが「国体及政体取調ノ事」という建言書である。岩倉はここでその意図を以下のように説明している。「夫レ地球上絶無稀有ノ国体ニシテ之ガ一分ノ改正ヲ行フニ漫ニ海外異俗ノ国法ヲ採用ス、其跡既ニ統紹不倫ノ譏ヲ免レス」(実記(下)九八二)。立憲制への移行は不可避だが、それは「国体」の変更を伴わずにいないと、岩倉は考えていた。一八七五年の「漸次立憲政体」の詔勅以来、かれの全精力はその変更を最小限にとどめることに向けられている。ドイツの国体は日本と似た面があるとはいえ、ドイツ人顧問が日本の固有性にまったく無知なまま、その国法論を教授することに、岩倉は強く懸念したのである。

宮内省編纂局総裁心得となった岩倉の編纂方針についての指示は、きわめて具体的な点にまで及んでいる。なかでも日本独特の「制度典札習慣」として、「宮府一体、太政官ハ大内ニ在リ」と、天皇親裁の原則にことさらに注意

を喚起しているのは注目される（実記（下）九八七）。岩倉にとって、これが譲れない一線だったのである。内容は上下の二編とし、上編は神武天皇から徳川時代まで、下編は維新以後を内容とするとした。編纂の精神として、「天位ニ向フテ非望ヲ懐ク者アルコトナシ」が「一種ノ不文憲法」であると指摘している（実記（下）九九〇）。

岩倉が指名した編修委員長は、参事院議官・福羽美静と元老院議官・西周だった。この組み合わせが単に津和野出身の同郷の誼みによるなどと考えることはできない。福羽は維新政府の政教体制にもっとも大きな影響を与えた人物の一人であり、西は「軍人訓戒」「軍人勅諭」の草稿を執筆した。幕末に「復某氏書」を書いて国学を批判し、「明六雜誌」に掲載した「教門論」や「国民気風論」で政教一致や「忠諒易直」の国民精神を批判したとき、西は福羽と対極的な立場にいた。だが今やかれは西欧学の立場から国体論を理論づける責任者になっている。「国体新論」で国体論を真正面から批判した加藤弘之が侍補となつて元田永孚や佐々木高行と肩を並べ、旧著の絶版を申し出たのと同軌である。明治立憲体制は、天皇親政（あるいは親裁）を主張する国体論者と西欧立憲主義の立場に立つ洋学派の妥協のうえに成立した。岩倉が述べたように、保守派は「地球上絶無稀有ノ国体」の「一分」を変えらるゝことに同意したが「天皇親裁」の原理に抵触することは認めなかった。洋学派の方がその地点まで歩み寄つたことで両者の妥協が成立したのである。⁹⁴『大政紀要』における福羽と西、教育勅語における元田と井上毅の協同作業はこのことを見事に表現している。

岩倉が「国体及政体取調ノ事」の提言をしたのは三月だった。『大政紀要』の編纂は、岩倉の意向どおり急ピツチで進められ一二月に完成した。ずっと後に刊行された『大政紀要』⁹⁵をみると、編纂が岩倉の指示どおりになされたことがわかる。しかし編纂過程で岩倉が死去したことが主因となつて、原稿は翻訳されることはなく、したがつて憲法制定に具体的な影響を与えることもなかったと想定される。

岩倉の最期の姿を写しとった有名なエピソードがふたつある。ひとつはトク・ベルツ『ベルツの日記』が伝えているもので、死期が迫っていることを知った岩倉が井上馨を枕元に呼び寄せ、ベルリン滞在中の伊藤博文への遺言を伝えるシーンである。このとき岩倉を捉えていたほとんど唯一の関心は、伊藤を中心にして数年以内に開始されるはずの憲法起草作業だったに違いない。もはや伊藤の帰国を待つ時間が残されていないと知って、岩倉は井上に自己の意志を伝えた。息絶え絶えになりながら伝えられた内容の詳細については知る由もないが、いかなる事態に直面しようとも「地球上絶無稀有ノ国体」を護持するという断固たる意志が表明されたことは疑う余地がない。ベルツはその文章の末尾を以下のように結んでいる。「鋭くて線の強いその顔立ちにもはつきり現われていた通り、公の全身はただこれ鉄の意志であった」⁽⁹⁶⁾。

もうひとつは北蓮蔵という画家が描いた「岩倉邸行幸」と題された絵画で、聖徳記念絵画館に陳列されている。明治天皇は七月五日と一九日の二度、病床の岩倉を見舞った。「岩倉邸行幸」は二度目の場面を描いたもので、その翌日、岩倉は死去した。天皇は帽子を右手にもって靴を履いたまま、縁側から一步室内に入ったところに佇立している。庭からの陽光によって、天皇は自ずから後光を浴びる格好になっており、やせ衰えた岩倉は娘に背を支えられてかろうじて布団の上に半身を起し、掛け布団の上に袴を置いて、天皇に向かって頭を垂れて合掌している。寝床の四方に氷柱が配され、手前の隅に岩倉の妻が平伏している。いかにも緊張と感激が充溢した雰囲気である。「明治天皇紀」はその状況を以下のように伝えている。「天皇、具視を見て流涕し、纒かに其の状を親問したまふのみ、具視亦対へんとすれども能はず、君臣相對して語なし」⁽⁹⁷⁾。

卓拔なスナップ写真のように、医者と画家は岩倉の最期をその生涯を表象する一齣として切り取った。このふたりが描いたように、岩倉は驚くべき一貫性と粘着力で、万世一系の天皇が国政の最終的決裁の権限を行使する「国体」を追求し続けた。その結果、憲法制定の段階になると、多少の違いはあれ、岩倉の構想は統治エリートたちの共通認識になり、日本の「国体」は「君民共治」の西欧諸国の立憲主義とは異なると考えられるようになった。むしろかれらを拘束した思想の磁場は、岩倉が独力で造り出したものではない。おそらく岩倉の背後には、幕末維新期に国学や水戸学の影響のもとで自己形成し、天皇親裁（親政）の理念のなかに自己解放の夢を見ていた多くの草莽の人々がいた。かれらが歴史の表面に顔を出すことは稀だが、時代が危機に立ち至ると、この忘れかけた夢が人々の胸のなかに生々しく蘇生し、かれらを行動に駆り立てることになるのである。

「国体」護持への岩倉の執念を思うとき、われわれは「もし岩倉があと五年長生きしていれば」と想像してみたくなる。岩倉の生涯を追った者なら、かれが憲法制定に具体的な影響を及ぼしていれば、明治憲法の立憲主義的側面はさらに削ぎ落とされていたのではないかとの想像を抑えがたいだろう。⁽⁹⁸⁾

周知のように、明治憲法は天皇大権と立憲主義の危うい均衡のうえに成り立っている。憲法草案審議の枢密院会議で、伊藤は一貫して憲法制定は「第一君権ヲ制限シ、第二臣民ノ権利ヲ保護スルニアリ」⁽⁹⁹⁾と説いて、立憲主義の原則を擁護した。しかし他方で、日本の立憲主義は天皇と臣民を対等の位置においた「君民共治」の西欧型立憲主義ではないことも、口を極めて強調している。その微妙な均衡と矛盾ともいえる曖昧さは、様々なかたちで枢密院議員たちの論議の的となった。とくに核心を突いた批判を展開したのは、保守派の元田永孚や佐々木高行ではなく、かつて「軽薄」な「欧化」派とみなされていた森有礼である。⁽¹⁰⁰⁾たとえば帝国議会の権限について、草案では第五条などで「帝国議会ノ承認」という表現が使われていたが、「承認」の語は集中砲火を浴びて「翼賛」などの語が提

案され、最終的に「協賛」に変更された。森有礼はその反対理由をつぎのように説明している。「従来ノ実蹟ヲ窺ヒ奉ルニ、衆説ノ婦スル所ハ天皇陛下亦之ヲ斥ケ玉ハズ、細大漏サズ悪キ事マデモ聞食ルルモ、其結末ハ総テ聖斷ヲ以テ采リ用ヒ玉フナリ」⁽¹⁰¹⁾。森はここで天皇親裁（聖断）を当然の前提と捉えている。国会は天皇と対等な権力でなく「諮詢ノ府」⁽¹⁰²⁾にすぎない。「承認」という語は「古来日本ノ国体」を変更して「君民同治ノ姿」⁽¹⁰³⁾にしてしまうことを意味すると、森は考えたのである。

第二章の「臣民権利義務」についても、森が「権利義務」ではなく「分際」とするべきだとの修正意見を出したことはよく知られている。臣民（サブゼクト）たるものは天皇に対して「独り分限ヲ有シ責任ヲ有スルモノ」で、権利という語は意味をなさないと批判したのである。⁽¹⁰⁴⁾ かがれが天皇と臣民を対等の位置に置くような立憲主義をあくまで拒否しているのがわかるだろう。

こうした批判に対して、伊藤は立憲主義の原則的立場を堅持し、「臣民ノ権利ヲ保護セズ、又君主権ヲ制限」しなければ「君主専制国」になってしまうと反論した。⁽¹⁰⁵⁾ しかしその伊藤も西欧的な立憲主義の立場に立つことは到底認めることはできず、天皇と臣民を対等の位置に置くことは周到に否定した。だから臣民の権利とは、臣民が天皇に対して権利をもつのではなく、「法律ニ対シ法律ノ範囲内ニ権利ヲ有スル」⁽¹⁰⁶⁾ ことだと、伊藤は説明する。伊藤の苦しい弁明は、天皇大権と立憲主義との調和がガラス細工のように脆いものであることを示している。一方で立憲主義の立場に立つて天皇大権の制限を公言しつつ、他方で「君民共同」を明確に否定して「立法ノ大権ハ固ヨリ天皇ノ統ブル所」⁽¹⁰⁷⁾ として、天皇大権の優位性を保証しようと腐心したのである。

伊藤博文の日本の立憲主義と森有礼の天皇大権主義を並べたとき、岩倉がいずれに与したかは明らかである。枢密院審議の冒頭で行われた伊藤の演説は、その意味で興味深い。周知のように、伊藤はそこで国家の「機軸」とし

て西欧諸国のキリスト教に比しうるのは皇室だけだと強調した。演説はその後、以下のように続いている。「此憲法草案ニ於テハ専ラ意ヲ此点ニ用キ君權ヲ尊重シテ成ルベク之ヲ束縛セザランコトヲ勉メタリ」。君權を制限しなければ乱用の恐れがあるとの懸念もあるが、「君權ノ区域ヲ狭縮セントスルガ如キハ道理ナキノ説」である。したがって「此草案ニ於テハ君權ヲ機軸トシ偏ニ之ヲ毀損セザランコトヲ期シ敢テ彼ノ歐洲ノ主權分割ノ精神ニ捩ラズ（後略）」¹⁰⁸。伊藤はここで明らかに西欧的な立憲主義の立場からなされる批判に、予防線を張っている。しかし皮肉なことに、実際は審議をつうじて主調音だったのは天皇大権主義からの批判であり、伊藤は予期したのとは逆の意味での防戦に苦心することになる。岩倉の「鉄の意志」が残した遺産はかくも大きかったのである。

- (1) 岩倉関係の文書については、原則として『岩倉具視関係文書』（全八巻、日本史籍協会、東京大学出版会）、『岩倉公実記』（岩倉公旧蹟保存会、全三巻）にもとづき、引用の際は、本文中にそれぞれ「関係文書」「実記」と略記して巻と頁を記す。『岩倉具視関係文書』と『岩倉公実記』に共通する文書については、基本的に前者による。
- (2) 本稿に先立つものとして、拙稿「近代国体論の誕生——幕末国体論の誕生——」（『政治思想研究』第八号、二〇〇八年五月）、「神々の欲望と秩序——幕末国学の国体論——」（『阪大法学』第六〇巻第一号、二〇一〇年五月）をも参照されたい。
- (3) 岩倉具視の伝記については、徳富蘇峰編述『岩倉具視公』（民友社、一九三三年）、大久保利謙『岩倉具視』（中公新書、一九七三年）、佐々木克『岩倉具視』（吉川弘文館、二〇〇六年）などを参照。
- (4) 大久保利謙前掲書四三頁、佐々木克前掲書一九頁など。
- (5) 大久保利謙は「神州万歳堅策」の攘夷論は「単純な当代の攘夷論」ではなく、むしろ「かなり柔軟な現実主義」だと述べている（前掲書四八頁以下）。彼我の実力を考慮しない「無謀な攘夷」には反対という意味では、確かに「現実主義」だが、攘夷の主張は単なる方便だったわけではない。この文書には戦争になった場合の日本側の戦略を論じた部分がある。内容はいかにも幼稚だが、逆にそこに攘夷への真剣さが読みとれる。

- (6) なおペリーとプチャーチンが来航した嘉永六年の二月に、岩倉は関白・鷹司政通に意見を具陳している（『具視文武饗ヲ興スノ議ヲ鷹司政通ニ上ツル事』、『岩倉公実記』上巻、九九頁以下）。内政は幕府に委任しても外交は一任せず、「御国体」にかかわる場合には、勅命によって差し止める覚悟が必要だと述べたものである。ここでも外交における危機感が朝廷の主導権と結びついている。
- (7) 元治元年正月の宸翰（『孝明天皇紀』第五、平安神宮、一九六九年、二〇頁）
- (8) 「島津茂久・久光上書」、『幕末政治論集』（岩波書店、一九七六年）四八六～四八八頁
- (9) 佐々木克も「岩倉の構想を通説的には王政復古構想であるというが、むしろもっと具体的なイメージで構想された、いわば孝明天皇の万機親裁構想であつたと言うべきであろう」と述べている（前掲書九八頁）。
- (10) この点については、原口清「孝明天皇と岩倉具視」、『王政復古への道』へ原口清著作集2（岩田書店、二〇〇七年）一六五頁以下、『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、一九七三年）四八七～八頁、を参照。
- (11) 佐々木克前掲書、一〇四頁以下参照。
- (12) 『明治天皇紀』第一、五五八頁
- (13) 佐々木克前掲書一一八頁
- (14) 玉松操については、伊藤武雄「復古の硯師 玉松操」（金鶏学院、一九二七年）を参照。
- (15) 『岩倉公実記』中巻、六〇頁。ただし伊藤武雄前掲書は、玉松が岩倉のもとで活動するようになったのは「慶応二年の夏」だったとの説を紹介している（同書二三頁）。「建武中興」ではなく「神武創業」に復帰するとしたのは、「度量ヲ宏クシ規模ヲ大ニセン」（『実記』）ためではなく、むしろ摂関政治以前に復帰することを口実に、旧来の公家政治家を排斥する意図を込めたものと理解すべきである（この点については、大久保利謙『明治維新と教育』へ大久保利謙歴史著作集4（吉川弘文館、一九八七年、一七頁を参照）。なお玉松は明治二年正月に堂上の地位に復し従五位に叙せられた。『明治天皇紀』が「当時出づる所の詔勅・制誥・官制・文移多くは其の草する所」（『明治天皇紀』第二、一九頁）と評しているのはあながち誇張ではないだろう。
- (16) 『岩倉公実記』中巻、七五五頁以下参照。
- (17) 慶応三年のこの書簡が具体的にいかなる動きを受けて書かれたものか、わたしは確認できていない。しかし薩摩藩

では、水戸藩に倣って慶応元年ころから神仏分離への動きがあり、明治政府に先がけて神葬祭もおこなわれていた。その一端は『鹿児島県史』第三卷（鹿児島県、一九四一年）第六章を参照。

(18) 『明治以降宗教制度百年史』（原書房、一九八三年）、一三三頁

(19) ただし神祇官で支配的だったのは津和野藩の亀井茲監、福羽美静など大國隆正系の国学者たちで、かれらは平田派と微妙な対立関係にあった。したがって神祇官の自立と大学校設置などの問題が直接連動したというわけではないと考えられる。

(20) 大久保利通「大坂遷都の建白書」（明治元年正月三日）、『大久保利通文書』第二卷（東京大学出版会、一九六七年）一九一頁以下

(21) 東京遷都については佐々木克『江戸が東京になった日』（講談社、二〇〇一年）を参照。佐々木は岩倉が早い段階から遷都論に与していたことを指摘しているが、かれが複雑な言動をしたことにはなぜか言及していない。

(22) 矢野玄道「猷芹詹語」、『国学運動の思想』（日本思想大系51）（岩波書店、一九七一年）五六八頁

(23) ちなみに「門下諸士三示ス書」の注記によれば、この文書は「岩公同盟ノ士」である宇田栗園・大橋慎三・香川敬三・原保太郎・古澤迂郎・山本復一などに示したものとされ、玉松や矢野の名前は出ていないが、この注記が誰の手になるものなのかは不明である。

(24) 矢野玄道「猷芹詹語」、前掲書、五四八頁

(25) 同上書、五八三頁

(26) この問題についての詳細な研究として、前掲大久保利謙『明治維新と教育』所収の諸論文を参照。他に徳重浅吉『維新精神史研究』（立命館出版部、一九三四年）第十四章、坂本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、一九九三年）第六章、第七章などがある。

(27) 「玉松操建言書」（明治元年七月、関係文書④六六）がこの点に言及している。

(28) 前掲伊藤武雄『玉松操』五六頁以下に収録。

(29) 大久保前掲書二〇四頁による。同書はこの文書を「王政復古政府の教学・学校理念の集約点」と評している。なお坂本是丸の分析は、岩倉がこの問題で矢野や玉松と距離を置いていたことに力点を置いている（坂本前掲書参照）。

- (30) 大久保前掲『明治維新と教育』一八〇頁。なお大学校設置に力を注いだ国学者のひとり矢野玄道の伝記に、岩倉と交渉応接した様子が日記を交えて詳述されている。矢野太郎『矢野玄道』へ愛媛県先哲偉人叢書（愛媛県教育会、一九四三年）一七一頁以下参照。
- (31) 明治元年二月に明治天皇が外国公使を招見した際に出された三職による副書の文章の一節。『明治天皇紀』第一（吉川弘文館、一九六八年）六一八頁
- (32) これは伊藤武雄前掲書（とくに五八頁以下）が強調するところである。矢野太郎『矢野玄道』も同様の指摘をしている（前掲書一八六頁）。また東京での大学設置が決定した翌月（明治二年八月）の日付で提出された「皇学所御用掛意見書」と題される文書は、京都の皇学所・漢学所への予算が削減されたことに抗議して、「天下ノ有志輩ノ失望」は大きいと訴えている（関係文書⑧二八六）。
- (33) 「京都府下人民告諭大意」、「天皇と華族」へ日本近代思想大系②（岩波書店、一九八八年）、二五頁以下
- (34) 大原重徳の岩倉具視宛書簡（明治二年一〇月朔日、関係文書④三二八以下）、「大原重徳意見書」（関係文書⑧九四以下）など参照。なおこの事件については、犯人として逮捕された福岡藩士を寛典に処すことを請願したり、特赦を嘆願するものが少なくなかった（『明治天皇紀』第二、吉川弘文館、一九六九年、八頁）。
- (35) 大久保利謙『岩倉具視』は、外遊後の岩倉が急速に保守化すると指摘し、それは「たんなる右旋回ではなく、あくまで自論の貫徹を守るための積極的な主張」であり、「明治日本独自の天皇政治のイデオログ」となったと結論している（同書二一六頁）。私の理解もほぼ大久保の見解と等しい。
- (36) 『大久保利通文書』第二巻（東京大学出版会、一九六七年）四九二頁以下。
- (37) 岩倉の提言の後、三月に公議所が開院し、さらに七月に職員令が制定されて公議所は集議院と改称された。岩倉の意見を取り入れたものと考えられるが、それらは立法機関ではなく「建議をする機関」あるいは「建白受理の機関」だった。稲田正次『明治憲法成立史』（上巻）（有斐閣、一九七八年）、五〇頁、八四頁参照。
- (38) 例えば明治二年四月六日付の木戸宛の岩倉書簡（関係文書④二四三）、四月七日付の大久保宛の岩倉書簡（関係文書④二四五）、四月二六日付の岩倉宛の大久保書簡（『大久保利通文書』第三巻、一六一頁）などを参照。
- (39) 『大久保利通関係文書』第三巻、三五七頁

- (40) 同上書、三五二頁
- (41) 松尾正人『廢藩置県の研究』（吉川弘文館、二〇〇一年）、一六〇頁以下参照。
- (42) 『江藤家資料』（佐賀県立図書館蔵）
- (43) 断片的だが、岩倉が直接残した資料としては「万里風信」（関係文書②所収）、「全権大使欧米回覧関係史料」（関係文書⑦所収）のほか、若干の書簡がある。なお副使の大久保利通や木戸孝允の日記も、岩倉の西欧認識に示唆を与える点は少ない。大久保の日記には米欧滞在中の記述だけがほぼ完全に欠けており、木戸の日記にも岩倉の言動を伝える具体的な記述はほとんどない。
- (44) 一八七二年一月二日付の大原の岩倉宛書簡、同年三月二四日付の三条實美宛の岩倉書簡などを参照（関係文書、⑤二二二、⑤二六一）。なお岩倉具忠『岩倉具視——『国家』と『家族』——』（財団法人国際高等研究所、二〇〇六年）は、回覧中の手紙やメモ帳が年号改正以前から陽暦を用いていたことを根拠に、岩倉が改正に「明らかに肯定的」だったとしている（同書五〇頁）。しかし実際は、改暦以前は、多くの場合、両方を併記していたので、岩倉が改暦にどのような感想をもっていたのかは不明である。
- (45) 『保古飛呂比』第五卷（東京大学出版会、一九七四年）二六四頁以下を参照。
- (46) 同上書、一七三頁
- (47) 同上書、二九二頁
- (48) 同上書、二八九頁
- (49) 前述の伊藤・山口との論争の箇所を参照。
- (50) 毛利敏彦『台湾出兵』（中公新書、一九九六年）、一七〇頁参照。なお毛利はこの時期の大久保と岩倉のあいだに険しい対立があったと主張し（同書一四七頁以下）、佐々木克『岩倉具視』（吉川弘文館、二〇〇六年）などとは著しく異なった資料解釈をしている。わたしは毛利の解釈に同調できない。
- (51) 『木戸孝允日記』第三卷（東京大学出版会、一九六七年）、一五一頁、
- (52) 『憲法制定の建言書』、『木戸孝允文書』第八卷（東京大学出版会、一九七一年）、一一八頁以下参照
- (53) 『大久保利通文書』第五卷、一八二頁以下

(54) 岩倉の辞任は当然ながら認められなかったが、かれは参内を拒否して抗議の意思を明示した。しかし江華島事件が起きると、一〇月から政府に復帰し朝鮮への使節派遣に同調している。岩倉宛の三條の書簡(関係文書⑥四三九、同四五七など)が明示しているように、使節派遣は開戦のリスクを予見したもので、それは当然清国との衝突をも覚悟したものだっただけである。台湾出兵問題の反省の弁で清国との友好云々を述べたのは、決して強い信念によるものではないことが露呈している。

(55) 板垣退助監修『自由党史』(上)(岩波文庫、一九六九年)、一三二頁以下を参照。

(56) 木戸孝允はその不満を日記でぶちまけている(『木戸孝允日記』第二卷、一四九頁)。

(57) 『保古飛呂比』第八卷(東京大学出版会、一九七六年)、一七〇頁以下

(58) 同上書、一八八頁

(59) 『明治天皇紀』第四、六一八頁以下

(60) 前掲『保古飛呂比』第八卷、二二二頁

(61) 井上馨宛書簡(明治五年九月一四日)、『木戸孝允文書』第四卷、四〇一〜二頁

(62) 西郷隆盛・吉井友實宛書簡(明治六年三月二日)、『大久保利通文書』第四卷、四九二頁

(63) 『明治天皇紀』第四、六三三〜四頁

(64) 同上書、六二五頁

(65) なおこの封事は、『岩倉公実記』(下)では岩倉単独のものとしてされているが、『明治天皇紀』では三條との連名とされている。この文書は井上毅の執筆で、井上の草稿でも「條岩両公封事」となっている(『井上毅伝 史料篇』第六、八〇頁参照)。

(66) 沼田哲『元田永孚と明治国家』(吉川弘文館、二〇〇五年)第二部の第一章、第二章を参照。なおこの問題については、渡辺昭夫「侍補制度と「天皇親政」運動」(『歴史学研究』第二五二号、一九六一年四月)、同「天皇制国家形成途上における「天皇親政」の思想と運動」(『歴史学研究』第二五四号、一九六一年六月)、笠原英彦『天皇親政』(中公新書、一九九五年)など参照。

(67) 『保古飛呂比』第八卷、七七頁以下参照。

- (68) 同上書、一四一頁以下参照。
- (69) 佐々木高行などに宛てた元田永孚書簡、同上書、一五六頁
- (70) 同上書、八一頁
- (71) 『元田永孚文書』第一卷、(元田文書研究会、一九六九年)一七六頁
- (72) 『明治天皇紀』第四、六九一頁
- (73) 拙稿「近代国体論の誕生——幕末政治思想の一断面」(『政治思想研究』第八号、二〇〇八年、所収)を参照。
- (74) 元田永孚「古希之記」、『元田永孚文書』第一卷、一七七頁。なおこのエピソードは「教学聖旨」中の「小学条目」でも言及されている。
- (75) 伊藤博文「教育議」、「教育の体系」(『日本近代思想大系6』(岩波書店、一九九〇年)、八二二頁)
- (76) 元田永孚「教育議附議」、同上書、八五頁
- (77) 前掲元田「古希之記」、『元田永孚文書』第一卷、一七七頁
- (78) 以下の記述は『明治天皇紀』第四、七五八頁による。なお吉井友實の佐々木高行宛書簡にも同じ経緯が述べられている。『保古飛呂比』第八卷、三〇一頁の記述を参照。
- (79) 岩倉が問題視した建言については不明だが、この時期に急速に広がった民権派の演説会では、天皇の祖先を「豪族」としたり、権力の篡奪者とする発言がかなりあって、当局はかなり神経をとがらせていたらしい。『天皇と華族』(『日本近代思想大系2』(岩波書店、一九八八年)の「不敬」事件と不敬罪」の項を参照、二〇九頁以下。
- (80) 稲田正次『明治憲法成立史の研究』(有斐閣、一九七九年)六二頁以下に所収。稲田はこの建議書の執筆を一八八〇年一月と推定している。
- (81) 井上毅「憲法意見控」(『井上毅伝 史料篇第一』九二頁以下に所収)では「明治九年夏」と書かれているが、稲田正次はこれを一三年一月と推定している(稲田前掲『明治憲法成立史の研究』七一頁以下参照)。
- (82) 佐々木高行『保古飛呂比』第一〇卷、一八頁
- (83) 『井上毅伝 史料篇第六』(国学院大学図書館、一九七七年、七二頁以下)に「明治九年岩右府綱紀華族上疏」として収録され、前掲『天皇と華族』に「華族の綱紀につき上疏案」との表題で再録されている。引用は前者による。

- (84) 『華族会館史』(非売品、一九六六年)二九三頁以下参照
- (85) 同上書、四七二頁
- (86) 『明治天皇紀』第三、五三三〜四頁。なお二回目の明治天皇の華族会館行幸は岩倉の提言どおりにはおこなわれず、一八八三年五月だった(前掲『華族会館史』四七五頁、参照)。
- (87) 『華族を武刃に導くの説』、『福澤論吉全集』第二〇巻、一九六頁以下
- (88) 福澤の岩倉具視宛書簡(明治二年二月七日および一日)、『福澤論吉書簡集』第二巻、一五三頁以下
- (89) 『華族会館誌』巻六(『華族会館誌』上巻、吉川弘文館、一九六六年、二六五頁以下)を参照。
- (90) 『明治天皇紀』第五、三三一頁
- (91) 佐々木高行『保古飛呂比』第一巻、一二〇頁。なおこの文献は『天皇と華族』三三二頁以下にも収録されている。
- (92) 同上書、一二四頁
- (93) 『大政紀要』の編纂過程については、大久保利謙「明治憲法の制定過程と国体論——岩倉具視の『大政紀要』による側面観——」、宇野俊一編『立憲政治』へ論集日本歴史Ⅱ(有精堂出版、一九七五年、所収)、を参照。
- (94) 佐々木高行『保古飛呂比』一八八一年三月四日の項で、佐々木は伊藤博文との興味深い会話を記録している(同書第一〇巻、一〇三頁以下)。伊藤は憲法制定について、「道理」からすれば「民約」でなければならぬが、「今日ノ景況進歩ノ度」から「欽定」でなければまともならないとし、「生意氣ノ書記官」の急進論を批判した。これに対して佐々木は、「君夫レ顧ミヨ、明治五六年ノ間ト今日ト、君ノ思想如何」と、伊藤の思想の変化を揶揄した。佐々木の記述から推測すると、伊藤はこの時点でもまだ元老院の国憲案を前提にしていたらしいので、それを否定していた岩倉とのあいだにはまだ溝があった。
- (95) 『大政紀要』宮内省御蔵版、文教会、一九二二年
- (96) トク・ベルツ『ベルツの日記』第一部上(岩波文庫、一九七五年)、一〇〇頁
- (97) 『明治天皇紀』第六、八六頁
- (98) 佐々木克『岩倉具視』や前掲大久保利謙「明治憲法の制定過程と国体論——岩倉具視の『大政紀要』による側面観——」は、ともにその末尾でこのような想定をしている。

- (99) 『枢密院会議議事録』一（東京大学出版会、一九八四年）二一八頁
- (100) 岩倉使節団が訪米した当時、木戸孝允は弁務使だった森有礼を「米に深酔」しているとして激しく批判している（『木戸孝允文書』第四卷、東京大学出版会、一九七一年、四〇〇頁以下、『木戸孝允日記』第二卷、東京大学出版会、一九六七年、一五七頁、など参照）。
- (101) 前掲『枢密院会議議事録』一、一七九頁
- (102) 同上書一八二頁
- (103) 同上書一八〇頁
- (104) 同上書一七七頁
- (105) 同上書一八八頁
- (106) 同上書一九九頁
- (107) 国家学会蔵版『憲法義解』（丸善株式会社、一九三五年）、一六頁
- (108) 前掲『枢密院会議議事録』一、一五七頁